

新十津川町過疎地域持続的発展市町村計画

令和8年度～令和12年度

令和8年3月

北海道樺戸郡新十津川町

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 新十津川町の概況	1
ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ 過疎の状況	1
ウ 社会経済的発展の方向	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
(3) 新十津川町行財政の状況	5
(4) 地域の持続的発展の基本方針	7
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	8
(6) 計画達成状況の評価に関する事項	8
(7) 計画期間	8
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	8
ア 建築物系公共施設全般	8
イ コミュニティ施設、生涯学習施設、産業振興施設、公園等	8
ウ 教育施設、子育て支援施設	8
エ 住宅施設	8
オ その他施設	8
カ インフラ系公共施設	8
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	11
(1) 現況と問題点	11
(2) その対策	11
(3) 事業計画	12
3. 産業の振興	13
(1) 現況と問題点	13
ア 農林業	13
イ 商工業	16
ウ 観光レクリエーション	17
(2) その対策	19
(3) 事業計画	20
(4) 産業振興促進事項	23
ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種	23
イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容	23
(5) 公共施設等総合管理計画との整合	23
4. 地域における情報化	24

(1) 現況と問題点	24
(2) その対策	24
(3) 事業計画	25
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	25
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	26
(1) 現況と問題点	26
ア 道路・橋りょう	26
イ 公共交通	26
(2) その対策	27
(3) 事業計画	28
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	29
ア 道路、橋りょう	29
イ その他施設	29
6. 生活環境の整備	30
(1) 現況と問題点	30
ア 環境衛生	30
イ 消防・救急体制	30
ウ 公営住宅	31
エ その他	31
(2) その対策	31
(3) 事業計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	35
ア 下水道	35
イ 住宅施設	35
ウ その他施設	35
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	36
(1) 現況と問題点	36
ア 児童福祉（子育て支援）	36
イ 高齢者福祉	36
ウ 障がい者（児）福祉	36
エ 健康づくり	37
(2) その対策	37
(3) 事業計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	41
8. 医療の確保	42
(1) 現況と問題点	42

(2) その対策	42
(3) 事業計画	42
9. 教育の振興	43
(1) 現況と問題点	43
ア 義務教育	43
イ 高校教育	43
ウ 社会教育	43
エ スポーツの振興	44
(2) その対策	44
(3) 事業計画	45
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	47
ア コミュニティ施設、生涯学習施設、産業振興施設、公園等	47
イ 教育施設、子育て支援施設	47
ウ その他施設	47
10. 集落の整備	48
(1) 現況と問題点	48
(2) その対策	48
(3) 事業計画	48
11. 地域文化の振興等	49
(1) 現況と問題点	49
(2) その対策	49
(3) 事業計画	50
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	50
ア コミュニティ施設、生涯学習施設、産業振興施設、公園等	50
イ 教育施設、子育て支援施設	50
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	51
(1) 現況と問題点	51
(2) その対策	51
(3) 事業計画	51
13. 事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分	52

1. 基本的な事項

(1) 新十津川町の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

新十津川町は、明治22年奈良県吉野郡十津川郷における未曾有の水害により600戸、2,489名が政府の特別援護を受けて、石狩川中流域のトック原野に集団移住により入植し開村した。この新天地を母村たる十津川村に因んで新十津川村と命名し、その後、昭和32年に町制が施行され、現在に至っている。

本町は空知管内のほぼ中心部、樺戸郡の北端、石狩川の右岸に位置し、東西35km、南北30km、面積495.47k㎡で、東は石狩川を隔てて滝川市、砂川市及び奈井江町と接し、西は樺戸山系をもって当別町、増毛山地によって石狩市、増毛町に接し、北は尾白利加川で雨竜町と、南は樺戸境川を境に浦臼町と接している。西部は山岳地帯であり、西端にはピンネシリ、西北端には暑寒別岳、両山の間に関連する山脈から出た支脈は西から東に伸び、次第に低く平野に連なり、そのほぼ中央を徳富川が東西に貫流している。

気候は、内陸型で四季の変化に富み、増毛、樺戸山系の影響で、夏は南西の風が多く温暖な気候に恵まれているが、冬は北西の風が強く寒冷地帯で積雪量も多い。年平均気温は7℃前後であり、年間降水量は1,500mm内外で、7月から9月に比較的多く、初雪は10月末頃、融雪はおおむね4月中旬である。積雪は平野部で1m前後であるが、山間部では2m近くに達する。

交通は国道275号が平野部を南北に平行して縦走し、滝川市と石狩市を結ぶ国道451号が本町の東西を横断する。本町中心市街地から滝川市に4km、花月市街地から砂川市には4kmで、地理的条件に恵まれており、また、札幌経済圏には車で約1時間30分、旭川経済圏にも約1時間の場所に位置し、経済流通の利便性は高いがその反面、消費が流出する傾向にある。一方、山間集落の一部は冬期間積雪等により交通障害をきたし、通学、医療などの日常生活を脅かすこともある。また、路線バスの撤退により、令和4年度から役場庁舎をターミナルとした公共交通を運行しているが、利用減少、運転手不足により持続可能な公共交通体系の検討が必要となっている。

本町は、石狩川及び徳富川流域の肥沃な平野部や、丘陵地等恵まれた土地資源を活かした農業を基幹産業として発展し、空知における食糧基地としての役割を果たしてきた。緑豊かな大地は経済基盤の確立と国土保全に恵みをもたらしてきたが、近年は、離農や若年後継者の流出など農村社会の機能低下を招いており、商工業等の第2次、第3次産業へも大きな影響を与えている。近年は、令和元年度から2年間にわたる農林水産省の「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」に採択され、最新技術を用いた農業の省力化、自動化に取り組んでいる。

イ 過疎の状況

総務省統計局国勢調査によると、本町の人口は昭和30年の16,199人をピークに減少を続け、昭和50年には9,527人と1万人の大台を割るに至った。その後減少率は鈍化したものの、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する人口減少率算出基準年である昭和50年と平成27年とを比較すると28.2%の減少となっている。これは、本町の経済基盤を

維持してきた農業従事者が、農業の近代化、省力化による規模拡大傾向で最盛期の3分の1以下に減少したことが最大の要因である。併せて、第2次、第3次産業への産業転換が遅れている状況の中で就業難による若年層の町外流出、出生数の低下などが要因として考えられる。

近年の本町における人口減少率は、近隣市町村よりも緩やかである。これは、新十津川町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく定住や子育て支援の施策等が奏功し、移住者が増加していることが要因として考えられる。令和元年と2年において本町の人口は社会増となり、特に令和2年は人口増となった。

令和4年3月に「第6次新十津川町総合計画」を策定し、『新たな未来へ ともに歩もう つながる絆 かわらぬ自然と笑顔のまち』をキーワードに、貴重な財産である“自然”と共生し、たくさんの“笑顔”が溢れるまちづくりを“みんな”で協力し合い、安定した産業基盤の確立、生活環境の整備、高齢者福祉、子育て支援、教育文化の振興、交通体系の整備など地域生活に欠かせないインフラの整備やソフト事業の充実に努めてきたところである。

産業形態が類似している他自治体と同様に、基幹産業が不安定となり、若年層の大都市圏への流出等といった種々の課題を抱え、依然厳しい状態が続いている。この現状と時代の潮流を的確に捉え、豊かな自然環境の保全や美しい景観の維持、創出を図りながら住民の発想、意見を十分に引き出した上で、自らのまちづくり意識の醸成と、個性豊かで活力に満ちた持続可能な地域社会を目指した、ハード、ソフト両面からの対応が求められている。

これからのまちづくりにおいて、令和4年度を初年度とする「第6次新十津川町総合計画」に基づき、持続的発展が可能なまちづくりを積極的に推進していく必要がある。これまで本町が培ってきた歴史・文化を活かしながら住民を核として、定住と子育て支援の充実、地域福祉の推進、農業の持続的発展、地方創生の継続的な推進と健全財政の維持など、引き続き強力で推進していかなければならない。

ウ 社会経済的発展の方向

開拓以来、本町の中心産業として位置づけられてきた農業は、国内外の諸情勢や、地域社会の構造の変化に伴い、極めて厳しい状況を迎えている。経営の大規模化と農業従事者の高齢化という課題に対し、農業関係者や行政のみならず、住民各層の知恵と工夫を結集し、地域の存立を懸けて立ち向かわなければならない。農家の安定経営、品質確保に向け先端技術を活用した「スマート農業技術の開発・実証プロジェクト」、外来生物による農業被害の減少を図る「アライグマ捕獲緊急対策プロジェクト」、町の特産品開発を目指す「酒米粉活用プロジェクト」等の農業に対する重点施策を実施した成果を今後も課題解決につなげていく必要がある。

一方、商工業は、景気の低迷や近隣市での大型店出店等による消費流出など、若年就労者を引きつける魅力が減少してきている。農業からの余剰労働力を吸収するため、企業誘致は長年の課題となっており、地場産業の活用や雇用の場の確保、さらには起業の促進を積極的に具現化する方策が求められている。特に商業は、交通網の発達と消費者ニーズの多様化で、近隣への消費流出が続き、大多数の小規模事業者は経営者の高齢化、後継者不足などで遅々として近代化、高度化が進んでいない状況にある。令和2年度から、町内で新ポイントカードシステムが導入され、それに併せて加盟店が増加するなど、地元消費拡大に向けた取組を

行っているところである。

観光産業は、豊かな自然に恵まれた地理的条件を最大限に活用し、地域住民や近郊都市住民をターゲットにした自然志向型の拠点づくりは一定の成果を収めている。今後は、交流人口の増加を図るほか、令和4年にリニューアルオープンしたしんとつかわキャンプフィールドを活用し、集客を図る必要がある。また、消費の促進、情報発信が期待できるSNSを活用した集客方法などを検討し、併せて、町の観光PRキャラクター「とつかわこめぞー」を活用した町内外へのPR活動により情報発信を進める必要がある。

(2) 人口及び産業の推移と動向

昭和50年以降、人口は依然として減少傾向である。昭和50年と令和2年で比較してみると、総数で9,527人から6,484人と約32%減少しており、特に15歳～29歳は約71%減と大きく減少している。また65歳以上の高齢者は約2.5倍に増加しており、少子高齢化が著しく進んでいる。

本町の基幹産業である農業については、道内有数の米どころとして、土地利用型農業を展開してきた。規模拡大の意欲も高い生産者も多く、高品質・良食味米の生産をモットーに丹精込めて米づくりを行っている。

しかしながら、高齢化や後継者不足等により農家戸数及び農家人口は減少しており、今後も各種担い手対策を講じていかななくてはならない。

今後の動向を展望した場合、第1次産業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、少子高齢化の進行や産業の現状から、人口減少を抑制することを最優先課題として、各種子育て支援策による出生数の増加や現役世代の定住促進をより推進していく必要がある。

このような状況を踏まえた上で、自然環境の保全を重視しつつ、未利用地の有効活用、高度利用を図り、地域経済力を向上させ、町民が将来にわたって安全で安心して暮らせる地域づくりを進めるなど、地域の持続的発展に努めなければならない。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

(単位：人、%)

区 分	昭和35	昭和50年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	14,862	9,527	△17.2	8,787	△3.6	7,684	△4.7	6,831	△5.8	6,484	△5.1
0歳～14歳	5,065	2,309	△29.6	1,475	△16.2	959	△14.9	755	△12.0	719	△4.8
15歳～64歳	9,034	6,161	△12.3	5,688	△4.5	4,468	△8.9	3,443	△12.5	3,099	△10.0
うち15歳～29歳(a)	4,084	1,900	△20.4	1,438	△8.7	906	△19.3	636	△11.5	554	△12.9
65歳以上(b)	763	1,057	7.3	1,623	16.4	2,257	10.9	2,631	7.2	2,666	1.3
(a)／総数 若年者比率	27.5	19.9	－	16.4	－	11.8	－	9.3	－	8.5	－
(b)／総数 高齢者比率	5.1	11.1	－	18.5	－	29.4	－	38.5	－	41.1	－

※増減率は5年前の実数と比較

表1-1(2) 人口の見通し

推計人口

(単位：人)

	令和8年	令和13年	令和18年	令和23年	令和28年	令和33年
年 少 人 口	619	499	384	326	288	256
生産年齢人口	2,937	2,607	2,281	1,883	1,591	1,347
老 年 人 口	2,383	2,198	2,031	1,906	1,724	1,553
合 計	5,939	5,304	4,696	4,115	3,603	3,156

目標人口

(単位：人)

	令和8年	令和13年	令和18年	令和23年	令和28年	令和33年
年 少 人 口	699	652	593	513	440	384
生産年齢人口	2,975	2,706	2,449	2,180	1,981	1,795
老 年 人 口	2,416	2,262	2,103	1,955	1,758	1,584
合 計	6,090	5,620	5,145	4,648	4,179	3,763

出典：第6次新十津川町総合計画

(3) 新十津川町行財政の状況

近年、社会構造や社会経済に大きな変革が起こり、グローバル化の進展や情報革命ともいえるICTの高度化などにより、人々が生活圏や距離の壁を越えた新たなコミュニティを形成してきている。同時に、住民の価値観やニーズもますます多様化、高度化しており、これらに対応できる計画的、効率的な行政運営を進めていかななくてはならない。また、国が進める地方分権などへの対応や行政のデジタル化など、さらなる行政事務の効率化や職員の資質向上に努め行政運営の適正に努めなければならない。

本町を含め5市5町の圏域は、昭和44年に中空知広域市町村圏の指定を受け、また、中空知広域市町村圏組合として広域的、効率的な運営を展開している。他の共同処理事務として「滝川地区広域消防事務組合」「空知教育センター組合」「西空知広域水道企業団」「石狩川流域下水道組合」「空知中部広域連合」「中空知衛生施設組合」「中・北空知廃棄物処理広域連合」にそれぞれ加入し、圏域の均衡ある発展と効率的な行政サービスシステムの構築に努めている。また、平成26年に「中空知定住自立圏」形成に関する協定を締結し、相互に役割を分担して連携を図り、共同し補完し合う効率的な体制としている。

財政状況は、長引く経済不況や人口減少による町税収入の減少等により、地方自治体にとっては依然として厳しい状況にあり、今後もさらに厳しい状況が続くことが予想される。その一方で、少子高齢社会に対応した社会福祉施策、農業の振興施策の充実等が強く求められている。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成22年度	平成27年度	令和元年度	令和6年度
歳入総額 A	6,357,144	5,890,189	7,275,163	8,216,473
一般財源	4,130,873	4,073,350	4,033,093	4,915,793
国庫支出金	936,563	362,997	374,027	793,074
道支出金	318,672	486,492	553,584	644,892
地方債	582,187	429,800	962,236	836,374
うち過疎対策事業債	208,000	422,700	479,000	435,000
その他	388,849	537,550	1,352,223	1,026,340
歳出総額 B	6,077,100	5,570,743	7,030,388	7,839,289
義務的経費	2,433,932	2,194,588	2,191,764	2,697,895
投資的経費	1,278,067	584,913	1,443,560	1,172,262
うち普通建設事業費	1,256,182	569,091	1,439,159	1,172,262
その他	2,365,101	2,791,242	3,395,064	3,969,132
過疎対策事業費	807,547	997,061	2,292,316	674,003
歳入歳出差引額 C (A-B)	280,044	319,446	244,775	377,184
翌年度へ繰り越すべき財源 D	38,052	7,106	14,308	40,845
実質収支 C-D	241,992	312,340	230,467	336,339
財政力指数	0.184	0.18	0.19	0.18
公債費負担比率	22.8	21.1	17.3	17.6
実質公債費比率	9.7	0.5	△0.4	6.9
起債制限比率	6.2	—	—	—
経常収支比率	75.0	77.0	77.3	79.5
将来負担比率	—	—	—	—
地方債現在高	6,079,574	5,044,437	5,350,153	5,767,769

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和55年度末	平成2年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市町村道 (m)	403,385	397,636	402,307	382,276	380,358
改良率 (%)	30.9	41.9	59.9	61.7	62.3
舗装率 (%)	14.6	30.5	42.6	44.2	45.1
農道延長 (m)	0.0	0.0	1,440	0.0	0.0
耕地1ha当たり農道延長 (m)	0.0	0.0	4.7	0.0	-
林道延長 (m)	21,188	41,475	23,529	29,409	35,358
林野1ha当たり林道延長 (m)	2.5	1.7	2.3	1.0	-
水道普及率 (%)	64.4	75.7	85.7	97.9	98.8
水洗化率 (%)	(2.6)	15.4	45.3	62.9	67.7
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	2.0	24.7	26.8	30.5	21.9

(4) 地域の持続的発展の基本方針

令和4年3月に策定した「第6次新十津川町総合計画」は、『新たな未来へ ともに歩もう つながる絆 かわらぬ自然と笑顔のまち』をテーマに、「住みやすい暮らしがある」「笑顔がつづく健康がある」「活気あふれる産業がある」「心やすらぐ備えがある」「未来を叶える学びがある」「助け合う絆がある」の6つをまちづくりの目標としている。この目標のもと自主自立に向け「自分たちの地域は自分たちでつくる」を主眼におき、住民との対話を重視しながら、様々な情報を共有することによって信頼関係を構築し、住民と行政との協働のまちづくりを推進してきた。

今後の過疎地域における社会を持続的に発展させていくためには、本計画と第6次新十津川町総合計画と整合性を図り、豊富な地域資源を持続可能な形で活用しながら、農業基盤の確立や、交通通信体系の充実、生活環境施設の整備、教育文化の振興など、住民と行政が一体となって社会資本の整備充実を推進していかなければならない。

急速な社会経済情勢の変化の中、一極集中、過疎化の進行は止まってはいない。このような状況の中で着実に進展するグローバル化、高度情報化、少子高齢化への対応を図ると同時に、周辺市町も過疎化が進んでいることから、中空知定住自立圏構想に基づき、中空知5市5町と連携・協力して、効率的な行政サービスを行うことで、圏域全体の活性化を図る必要がある。

定住を促進するにあたっては、出生、就学、就業、結婚、住宅建設などライフステージの節目において、効果的かつ複合的な施策の展開が必要である。情報通信基盤を充実させ、インターネット等を活用した積極的な情報発信などによりUIJターンを推進する。新型コロナウイルスまん延を契機として全国的に普及したテレワークのほか、行政サービスのオンライン化、子どもたちの教育環境の充実を図るため、高速ブロードバンドを本町でも普及させることが急務である。持続的に発展していくまちづくりを推進し、農村、街並み、自然景観の整備・保全や本町の歴史・文化の振興等ハード・ソフト両面にわたる対策に傾注していかなければならない。本町の美しく豊かな自然はかけがえのない財産であり、この恵まれた地

域資源を活かし、地域住民、都市住民の「いやし」「ゆとり」の場として、またグリーンツーリズムやファームステイなどの都市と農村の交流活動の場として個性豊かな地域づくりを醸成させていく必要がある。地域住民やボランティア団体、NPOなどがまちづくりにおいて積極的に参加できる体制を推進するとともに、地域の自主的な活動をより一層推進し、自らも地域づくりの主体の一員であることを認識した中で、ふるさと再発掘やまちづくり意識が高揚し、住民と行政が一体となった協働のまちづくりを推進しなければならない。

地域の持続的発展を図るには、経済基盤の安定、雇用機会の充実が最重点課題であり、開拓以来、本町の基幹産業としての役割を担ってきた農業は、大規模化、省力化により従事者が激減しているが、今後もなお基幹産業として地域経済の中核を担う産業であることから、作物の高付加価値化など時代の要求に即した展開を図るとともに、農業の継続性を維持するため、新規就農者の育成を強化しなくてはならない。さらには、スマート農業の導入を推進し、経営の大規模化に対応し、省力化や効率化にも繋げる必要がある。第2次、第3次産業についても、特定の産業に偏らず多様な業種において、小規模であっても魅力的な職場、事業を創出することが重要であることから、商店街の活性化、起業の促進、企業誘致など総合的な基盤づくりを図り雇用の増大につなげなければならない。

また、令和3年度に策定された「新十津川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、住民一人一人が新十津川町の良さを自覚し、誇りを持って暮らすことができるまちを創るため、住民と行政との協働による個性と魅力あるまちづくりを進め、今後の過疎地域における持続的発展を図るものである。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

上記(4)に記載した本町の持続的発展にかかる基本方針に基づき、本計画全般に関わる基本目標を以下のとおりとする。

○人口に関する目標

・全体人口（目標年：令和13年）

5,620人（令和2年国勢調査 6,484人）

・人口の社会減（目標年：令和13年）

年間 8人（平成27年～令和2年の社会減平均 年8.4人）

(6) 計画達成状況の評価に関する事項

計画の達成状況の評価については、地域住民や産業団体、福祉・教育など幅広い分野から選出される委員で組織する「新十津川町総合行政審議会」において、毎年度行うものとする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

新十津川町公共施設等総合管理計画（平成28年度策定、令和4年3月改訂）における公共施設等の管理に関する基本方針は、以下のとおりである。

「新十津川町公共施設等総合管理計画」において、「新十津川町総合計画」や「新十津川町橋梁長寿命化基本計画」等の既存の長寿命化計画、町の関連計画等との連携を図る横断的な内容であることを規定している。そのことから、本計画にある公共施設等の整備にかかる事項については、「新十津川町公共施設等総合管理計画」と整合性を図るものとする。

ア 建築物系公共施設全般

本町の建築物系公共施設は98施設、総延床面積90.6千㎡であり、このうち、52%が大規模修繕時期である築30年を経過しており、老朽化が進行している。

インフラ系公共施設についても、今後老朽化が進行することが予想され、今後多額の更新等費用が必要になることが見込まれる。

(ア) 「事後修繕」から、点検結果に則した「予防修繕」に移行することにより、施設の長寿命化を図る。

(イ) 適宜劣化診断を実施するなど施設の現況把握を行い、計画的な改修、更新に努める。

(ウ) 包括的民間委託の導入等、民間の資本・ノウハウの活用を検討し、運営の改善を図る。

イ コミュニティ施設、生涯学習施設、産業振興施設、公園等

地域の行政区（民間事業者）との適正な費用負担のあり方等について検討し、運営の改善を図る。現状と将来の見通しを踏まえて、必要に応じた施設の統合や廃止、複合化等の利用方策について検討する。

ウ 教育施設、子育て支援施設

老朽化した施設は、周辺施設の集約化の拠点としての活用を模索するとともに、必要に応じた除却、払い下げ等の方策について検討する。

エ 住宅施設

空き家の活用や民間の賃貸住宅の借上げなどを検討するとともに、公営住宅施設のあり方や、必要に応じた除却、払い下げ等の方策について検討する。

オ その他施設

行政サービスを支える最低限の施設を除いて、最小限の維持管理を行い、劣化が進んだ際には原則的に廃止、解体する。貸付を行っている施設は、運営事業者との間で払下げについての調整を行い、地域活力が維持、醸成される利用方策について検討する。

カ インフラ系公共施設

(ア) 道路、橋りょう

定期点検及び劣化状況調査を行うとともに、適切な修繕を計画的に進める。

(イ) 下水道

将来の施設更新に備え、効率的な経営に努める。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

本町は、人口減少の抑制のため、住環境整備・支援や子育て支援等の取組により、人の流入、定着が図られ、人口の社会増減率はプラスに転じている。

しかしながら、長期間で推察すれば、他の過疎自治体同様に人口減少や少子高齢化が進んでおり、まちの活気が失われつつある。

また、産業の担い手や介護・保育に関わる人材の確保が大きな課題となっており、これらの人材の育成、または都市部などからの流入が今後のまちづくりの重要なポイントとなる。

定住対策においては、平成26年度から開始した住宅取得奨励金の交付による定住促進事業により、令和6年度まで160世帯、482名が町外から転入し、うち中学生以下が170人となっている。

今後も、本町の魅力や定住促進事業をはじめとした定住関連情報の発信などに取り組み、定住対策を実施していく必要がある。

また、平成17年度から実施しているファームステイ事業では、令和6年度までに都市部の中高生約1万人を地域の農家で受け入れてきた。

地域外から多くの人を受け入れる事業は、農村の価値を再認識し、都市部の住民や子どもたちにその魅力を伝える重要な事業であることから、今後も進めていく必要がある。

地域間交流は、まちづくりにおける様々な分野に大きな効果が期待できるとともに、広い視野を持つ人づくりを進めるためにも重要な取組となっている。

特に本町は135年前、奈良県十津川郷を襲った大水害からの復興を目的とした団体移住という稀有な歴史を持ち、母村である奈良県十津川村との交流をなお一層推進し、本町誕生の歴史とそれぞれが有する財産を共有し、今後も様々な分野で連携、交流を推進していく。

本町の発展に必要不可欠な将来の礎となる各分野のリーダーの育成については、各分野における人材育成事業を展開していくことが重要であり、併せて、町民のまちづくり参加意識を向上させ、町民がまちを学び、町が持続的発展を行うために、町民自らが主体的に考える取組を実施していかなければならない。

(2) その対策

- 定住対策の充実
- 地域間交流の推進
- まちづくり人材の育成

<地域の持続的発展のための分野別目標>

項 目	現況 (R6)	目標 (R12)
住環境の充実に係る町民満足度	69.9	維持

(3) 事業計画 (令和8年度~12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 (移住・定住)	定住促進事業 町内に新築住宅、または、中古住宅を取得した者に助成金及び子育て世代には商品券を交付し、定住の促進を図る。	町	
		共同賃貸住宅建設推進事業 町内に共同賃貸住宅を建設した者に助成を行い、単身者、若年夫婦世帯等の居住場所を確保することで、定住の促進を図る。	町	
	(地域間交流)	奈良県・十津川村三者協定PR事業 奈良県及び十津川村と提携し、特産品の販売促進、観光情報の共有、モニターツアーなどを行い、地域間の交流を推進する。	協議会	
	(人材育成)	労働者スキルアップ支援事業 技能修得の支援を行い、就業のスキルアップを図ることで、職業の選択肢拡充を図る。	町	

3. 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農林業

本町の農業は、石狩川及び徳富川流域の肥沃な平野部や丘陵地等恵まれた土地資源を活かして、道内有数の食糧供給基地として、また地域を支える基幹産業としてその役割を担ってきた。昭和30年代から50年代にかけ、農業構造改善事業や道営ほ場整備事業を実施し、3,000ha余の基盤整備を行うとともに、国営、道営による草地開発事業の実施等により、大型農業機械の導入が図られ、効果的な農業経営を進めてきた。

本町の稲作は、耕地面積の約8割を占め、「ななつぼし」に加え、「ゆめぴりか」の増産に取り組むなど良質、良食味米の生産に努めてきた。農業者やJAの懸命な取組により、主食用米の生産の目安は、北海道内トップクラスの配分を確保している。また、他地域との差別化を図るため、平成10年度から、酒造好適米に取り組んでいる地区では、培われた栽培技術が品質の安定と栽培面積の拡大につながっており、酒米作付及び生産量が北海道一となっている。今後とも消費者ニーズに合った、安全・安心で売れる米づくりを目指して地域ぐるみで良質米の安定生産に努めなければならない。また、平成26年4月に徳富ダムが供用開始となり必要な農業用水が確保されたことから、今後も、ほ場条件の改善や土地改良など生産基盤の整備を計画的かつ円滑に推進していく必要がある。

畑作は、麦、大豆、そばなどの主要作物のほか、玉ねぎ、ミニトマト、スイートコーンなどの生産も行われている。今後は、市場と連結した栽培を推進するとともに、製品の均一化、高級化を図るなど消費者ニーズに対応した安定的な生産体制と流通体制の確立が必要である。

畜産については、和牛の繁殖農家を中心に水稻、畑作を補完する手段として行われており、近年は、後継者不足や高齢化による離農が増加している。今後は、後継者を確保し、飼料作物の作付拡大や設備等の近代化により生産コストの低減に努めるとともに、各農家の経営力を強化する必要がある。

農業情勢が厳しさを増す中、農業者の経営安定を確立するため、栽培技術の向上や先進的な技術の導入、玄米ばら集出荷施設や米穀乾燥調製施設による品質安定と一定ロットの確保などを図るとともに、近年の消費者の「食」に対する安全指向の高まりに対応するため、栽培の履歴を記帳するトレーサビリティシステムを励行し、GAP（農業生産工程管理）の導入や有機農業の拡大など、安全で安心な新十津川産米のイメージアップと販路拡大を積極的に推進していかなければならない。また、従来までの直接集荷業者へという単一出荷から、個人やグループ、地域単位での販売を進め可能なものは加工へと結びつけ付加価値を高め、さらに6次産業化の取組につなげることが必要である。

農業者の将来見通しでは、10年後に65歳未満の経営者は、150戸以下となり、65歳以上の高齢者も100戸程度は経営を持続していることが予測されることから、スマート農業機械の普及を進めるとともに、農業者の育成支援などを進めるピンネ農業公社と連携しながら担い手を掘り起こし支援することにより、地域農業を維持していく必要がある。また、集落によっては農業者個人での経営維持が困難となる場合も十分に考えられることから、農業法人による集落営農組織への誘導も重要である。

近年、農村は単に食糧生産活動による食糧供給の場だけでなく、国土の保全、水源かん養など公益的機能のほか、都市住民に「ゆとり」と「やすらぎ」を提供する場として注目されている。また、農村は、歴史と伝統に根ざした地域の文化、青少年の自然とのふれあいなど、教育機会の提供といった役割も担っており、こうした多面的機能に対する期待も年々高まりを見せている。このことから都市住民との地域間交流や若年層を中心とした定住の促進を図るため、生活環境施設の整備を進めるとともに、良好な農村景観の保全・形成を促進するなど、活力とうるおいのある多自然居住地域の創造に努めなければならない。

林業については、町総面積の77%（うち道有林50%）を森林が占めており、戦後、積極的に植林が行われた結果、収穫時期を迎える人工林が増加している。しかし、林業を取り巻く経営環境は未だ厳しく、適切に管理されずに長期間放置された森林があり、計画的に伐採・造林を進める必要がある。国土保全や水資源のかん養、温室効果ガス吸収源としての役割など、森林の公益的機能への関心の高まりから多様化、高度化しており、住民のみならず、国民の財産である森林の適切な整備、管理が求められている。今後は、森林を共有の財産として管理、保護するとともに、森林資源の有効活用が重要である。

また、農作物や森林に大きな被害をもたらすエゾシカは多数生息しているとみられ、有害鳥獣対策協議会を中心として捕獲や駆除などの対策を進めているが、猟友会などの担い手が不足していることから、免許取得費用等の助成を行っている。また、外来生物であるアライグマによる農業被害も増加していることから、捕獲実施者へ箱わなの貸出しや捕獲報奨金の支給を行い捕獲対策を強化し、今後も継続的な捕獲対策が必要である。

<農業>

1 農家数と農業人口の推移

(単位:戸、人)

区 分	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
農家数	743	726	713	695	492	415	357	297
農家人口	2,927	2,775	2,678	2,663	2,096	1,581	974	776

(農林業センサス、農業基本調査)

2 経営耕地別農家数

(単位：戸)

区 分	0～2.99ha	3～4.99ha	5～9.99ha	10ha以上	計
平成 9年	178	95	283	187	743
10年	182	87	264	193	726
11年	186	84	252	191	713
12年	184	74	240	197	695
17年	64	53	171	204	492
22年	47	47	115	206	415
27年	28	36	84	209	357
令和 2年	24	20	60	193	297

(農林業センサス、農業基本調査)

3 水稲収穫量

(単位：トン)

年 次 別	収 穫 量
平成27年	20,400
28年	20,500
29年	20,600
30年	17,600
令和元年	20,500
2年	20,800

(北海道農林水産統計)

4 経営耕地別農家数と面積

(単位：戸、ha)

区 分	農 家 数	面 積
稲 作 地	308	3,644
稲作地以外作付地	231	607
不 作 付 地	37	90
田の面積 (A)	—	4,341
普 通 畑 地	184	321
牧 草 専 用 地	9	84
不 作 付 地	49	67
畑の面積 (B)	—	478
樹 園 地 (C)	1	1
農地の総面積 (A) + (B) + (C)	—	4,820

(農林業センサス)

<畜産>

1 家畜の飼養状況

(単位：戸、頭、羽)

年次別	乳用牛		肉用牛		豚		にわとり	
	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	頭数	農家数	羽数
平成8年	1	42	24	421	1	150	5	353
9年	1	43	21	395	1	120	4	345
10年	3	51	24	539	1	X	4	350
11年	1	50	23	551	1	125	4	343
12年	2	X	19	501	1	X	1	X
17年	2	X	13	470	-	-	1	X
22年	4	69	15	647	-	-	-	-
27年	1	X	13	X	-	-	2	X
令和2年	-	-	8	X	-	-	-	-

(農林業センサス、農業基本調査 X：秘密を保持するため、統計数値を公表しないもの)

<林業>

1 保有形態別森林面積

(単位：ha)

保有形態別	総面積	立木地			無立木地 その他	
		総数	人工林	天然林		
総数	38,401	37,779	8,639	29,140	622	
公有林	国有林	123	108	15	92	16
	道有林	24,925	24,585	4,037	20,548	340
	町有林	747	738	230	508	8
私有林	個人 (会社社寺有林含む)	12,607	12,348	4,356	7,992	258

(北海道林業統計)

イ 商工業

本町の商業は、地域密着型で住民の生活を支える重要な役割を果たしてきた。

近年、長引く景気の低迷、経営者の高齢化や後継者不足、人口の減少や施設の老朽化などによる商店の廃業や撤退を受け、商店街を形成する地区は中央市街地だけとなる中、新十津川町中小企業近代化促進事業により、店舗の新築、改築や景観統一看板を設置し、「地域の顔」である魅力ある商店街づくりに努めてきた。今後は、この事業をさらに発展させた新十津川町中小企業者応援事業により、起業や空き店舗の活用その他商工業者の積極的な取組等に対する助成など、多様化する経営ニーズに対応した支援を継続していく必要がある。

また、道内商店街に先駆け「ふれあい商品券」の発行や「スタンプラリー抽選会」の実施など町外への購買力流出防止を図ってきたが、人口の減少や消費行動及びニーズの多様化、

近隣市郊外への大型店舗進出、物価高騰、インターネットによる通信販売等により、経営環境は非常に厳しい状況にある。

現在、商店街各店で「ポイントカード」を導入し、消費需要の喚起と商店街振興策を図っているが、快適で便利な買い物空間の創出のためには経営者の積極的な取組が不可欠であり、商店街が一致団結し統一目標を掲げて、魅力と活力ある商店街形成を図る必要がある。そのためには商工会を核とした施策展開をより充実させる必要がある。

また、母村である奈良県十津川村との交流をなお一層推進し、本町誕生の歴史とそれぞれが有する財産を共有し、今後も奈良県及び十津川村と互産互消の取組などを推進していく。

工業については、本町では第1次産業を中心として発展してきたことから際立った企業は少なく、先端技術活用型などの高付加価値生産企業は無いに等しいといえる。しかしながら、今や情報化の進展や交通条件の改善により、地理的遠隔性は克服できる可能性が高まっていることから、新規企業の誘致を促進し、地域の特性を活かした新たな産業の芽づくりや新産業創出に取り組む起業家に対する支援など、立地環境や各種助成措置などの情報の提供に努めていく必要がある。

建設業については、長引く経済不況と公共事業の減少に伴い、非常に厳しい状況にある。今後においても売上の減少や、人員不足により受注機会を逸してしまうことなどが危惧されることから、建設業者の経営基盤の強化や人材の確保、域内における公共事業の計画的な実施などに努めていく必要がある。

ウ 観光レクリエーション

観光を取り巻く社会、経済環境は大きく変化しており、今後の観光振興や観光地づくりを進める上で、これらの変化や影響を踏まえながら的確に対応することが求められている。従来の団体旅行から小グループや個人を中心とするくつろぎ型の観光が主流となってきたことや「見る」観光から「参加・体験・学習・交流」などにより主体的な観光を求める傾向が強まってきている。さらに、個々の観光拠点施設だけでなく、それらを含む地域全体の景観や美観を重視する傾向も高まっている。

このような中で、本町には、秀峰ピンネシリを中心として、山並み、森林、そこを源流とする清流、広大な平野、新鮮な空気など、都市住民の求める自然要素や「参加・体験・学習・交流」の拠点である「ふるさと公園」などの施設を有している。

特に令和5年にリニューアルオープンした「ふるさと公園」を核とした集客の仕組みづくりを構築していくことが求められている。

これからの観光ニーズに対応した魅力ある観光地づくりのためには、地域の特性を活かす視点が欠かせないことから、観光施設や観光産業のみならず地域産業との連携を意識した施策展開が必要である。

また、イベントについても町の資源や素材を活かしつつ、町外からの来訪客だけでなく、運営に参画する町民や団体も楽しむことができ、取組を通じて地域活性化も実現させていくことが重要である。

今後も町を全国に向けて発信していくため、母村である十津川村、母県である奈良県との特色ある連携協定を活かしたPRや、平成30年度から取り組む新十津川町応援大使制度

における応援大使からの情報発信、PRキャラクター「とつかわこめぞー」の活用など、SNSをはじめ、多様な角度から発信に努めていく必要がある。

併せて、中空知広域市町村圏組合構成市町と連携して、広域観光体制の整備や特色あるイベントなどの取組を行い地域づくりを推進していくことも重要である。

<商工業>

1 商業の状況

(単位：万円)

区 分		年 度	平成 11年	平成 14年	平成 16年	平成 19年	平成 26年	平成 28年	令和 3年
卸 売 業	商 店 数		9	13	13	11	10	11	5
	従 業 者 数		35	103	58	39	44	48	18
	販 売 額		81,389	128,262	147,608	131,906	166,569	225,300	267,700
小 売 業	商 店 数		58	52	40	39	31	36	29
	従 業 者 数		300	281	194	203	240	260	282
	販 売 額		625,706	516,563	467,585	509,128	448,825	381,500	583,600

(商業統計調査、経済センサス)

2 工業の状況

(単位：万円)

年 次 別	事業所数	従業員数	製造品出荷額
平成21年	4	38	54,519
22年	4	37	55,693
23年	2	36	52,090
24年	4	38	48,593
25年	3	33	57,252
26年	3	39	51,873
29年	2	16	X
30年	2	16	X
令和元年	3	24	42,671
令和2年	2	15	X
令和3年	3	20	37,222
令和4年	3	20	39,138
令和5年	3	20	39,625

(工業統計調査(令和3年次以降、経済構造実態調査)：従業員4人以上の事業者対象 ※H27、H28は工業統計調査未実施 X：秘密を保持するため、統計数値を公表しないもの)

(2) その対策

- 地域資源の有効活用と生産基盤整備の促進
- 第1次産業における最先端技術（スマート農業等）の導入・推進
- 第1次産業施設の維持、整備
- 6次産業を含む農産物の高付加価値化の推進
- 農産物の栽培技術の向上と担い手の確保
- 良好な農村景観の形成・保全
- 有害鳥獣対策の推進
- 森林の整備、保全の推進
- 農産物を使った商品開発及び販売促進
- 都市と農村の交流促進
- 観光施設の充実、整備
- 魅力ある観光イベントの開催及び観光情報の発信
- 中小小売業等の経営基盤の強化、消費拡大の支援
- ふるさと公園及び公園関連施設の整備、改修

<地域の持続的発展のための分野別目標>

項 目	現況（R6）	目標（R12）
農業経営の安定に係る町民満足度	64.0	維持
森林整備・保全の推進に係る町民満足度	61.2	維持
中小企業等の活動支援に係る町民満足度	59.1	維持
観光PRの充実に係る町民満足度	64.5	維持

(3) 事業計画 (令和8年度~12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の振 興	(1)基盤整備 (農業)	水利施設等保全高度化事業 ・下徳富第2排水機場	町	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業 ・下徳富第1、弥生、志寸島排水機場 ・学園1号排水路、墓地谷幹線排水路	町	
		基幹水利施設管理事業 ・新十津川地区、徳富地区、徳富ダム地区、総富 地地区	町	
		水利施設管理強化事業	町	
		団体営基盤整備促進事業 ・日進第2地区	町	
		旧札沼線沿線基盤整備事業 ・新弥生地区 ・新花月第1地区 ・新花月第2地区	町	
	(3)経営近代化施設 (農業)	米集荷貯蔵施設拡充支援事業	J A	
	(流通販売施設)	交流促進施設等整備事業 (物産館)	町	
	(9)観光又はレクリ エーション	ふるさと公園整備事業	町	
		しんとつかわキャンプフィールド整備事業	町	
		新十津川物語記念館整備事業	町	
		吉野地区活性化センター整備事業	町	
		吉野公園整備事業	町	
		交流促進施設等整備事業 (サライ)	町	
文化伝習館整備事業 ・工芸体験事業		町		
スキー場リフト改修事業		町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2. 産業の振 興	(9) 観光又はレクリ エーション	ふるさと公園体育施設改修事業	町	
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 (第1次産業)	農業経営基盤強化資金利子助成事業 農業経営基盤強化資金の利子分を助成することにより、農業生産基盤の大規模化や近代化が促進され、認定農業者の経営安定が図られるとともに、担い手対策及び農業の活性化を推進する。	町	
		ピンネ農業公社支援事業 農業者の育成支援などを行う、ピンネ農業振興公社を支援する。	町	
		スマート農業推進支援事業 農作業の省力化・効率化を図るためスマート農業機械導入を支援し、スマート農業を推進する。	町	
	(商工業・6次産業 化)	6次産業化推進事業 6次産業化を推進するため、農業者などを対象に研修会の実施、事業化の支援を行う。	町	
		融資制度資金利子補給支援事業 町が指定する融資制度で資金を借り受けた中小企業者に対し利子の一部を助成し、中小企業の経営基盤の安定及び商工業の振興を図る。	町	
		緊急経済対策事業 物価高騰等により大きな影響を受けた町内業者の誘客事業を支援し事業者の経営安定及び景気回復を図る。	町	
		新型コロナ対策融資制度資金利子補給支援事業 新型コロナウイルスの影響で業績が悪化し、資金繰りが困難な事業者が受けた融資資金の利子を補給し、事業者の経営安定を図る。	町	
		消費拡大事業 商工会が行う、町内消費拡大に関する事業に対し支援を行う。	町	
	(観光)	観光イベント開催事業 ふるさとまつり、雪まつり事業などに助成を行うことで、町の資源や素材を活かしたオリジナリティ溢れるイベントの開催や規模の拡大が可能となり、観光客のみならず住民が積極的に参加できる地域間交流の場を促進し、住民活動の活性化を図る。また、観光イベントを継続的に開催することにより、町のイメージ、ブランドを構築し、併せて町外からの経済効果を波及させることができ、将来に亘って経済の安定に寄与することができる。	町	
		観光PR事業 観光の振興や情報発信を強化し、本町の更なるイメージアップなどを目的に、PRキャラクターや町の特産品等を用いた町のPRを行う。	町	
		温泉成分分析事業 キャンプ場に隣接する本町の温泉施設を維持管理し、温泉施設による誘客の強化を図る。	町	
	(企業支援)	企業支援事業 ・企業振興促進事業、中小企業者応援事業 企業促進策を強化し、企業の基盤強化と起業の促進を図る。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(その他)	農業・商工業後継者対策事業 農業・商工業などを営む方の後継者が経営の持続的発展を図るための支援を行う。	町	
		地域おこし協力隊活動事業 町のPRや情報発信を行うとともに、事業を企画・実施することで、地域の活性化を図る。特に、農業研修等の事業により将来の農業の担い手を確保する。	町	
		多面的機能支払事業 農地や農業用水などを保全管理する組織を支援し、農地の持つ多面的能を維持、保全する。	町	
		中山間地域等直接支払事業 農作業条件が不利な中山間地域の農業者を支援することで、耕作放棄地の発生を防ぐとともに、農業の活性化を推進する。	町	
		環境保全型農業直接支払事業 環境に負荷のかからない農業に取り組む農業者を支援することで、環境の保全と農業の活性化を推進する。	町	
		有機農業推進事業 有機農業の取組を広げ、環境に優しく付加価値のある農作物を栽培し農業の活性化を推進する。	町	
		自力圃場整備推進支援事業 スマート農業機械を効率的に活用するため、自力施工による圃場の大区画化を支援する。	町	
		豊かな森づくり推進事業 森林所有者が計画的に実施する植林などを支援し、森林資源の循環利用の確立を図る。	町	
	(11) その他	河川堆積土砂浚渫事業	町	

(4) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
新十津川町全域	製造業、情報サービス業等、 農林水産物等販売業、旅館業	令和8年4月1日～令和13年3月31 日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

(ア) 製造業

本町は農産物生産地域のため、大規模な製造業は立地していないが、農産物等の加工製造のほか、町の森林資源を活用した木質バイオ燃料チップの製造など、地域資源を活用した製造業などが立地している。

今後も、地域経済を活性化させるため、資源の高付加価値化や新たな商品開発、技術開発やブランド化に向けて、製造業の振興を促進する必要がある。

(イ) 情報サービス業等

情報サービス業等は、光回線等を活用することで、地理的条件による不利が比較的小さい業種であることから、情報サービス業等の誘致等について検討していく必要がある。

(ウ) 農林水産物等販売業

農林水産物等販売業では、JA店舗、町内の食料品販売店舗において地元の農産物を販売しているほか、常設の農産物直売所が平成30年に誕生し、町内外から多くの人々が訪れている。

今後は、農産物等の加工、調理施設等の整備を充実することにより、販売の拡大推進や雇用の拡大につなげる。

また、新たな発想での農産物加工品の開発や地域の食材を活用した料理等の提供を推進する。

(エ) 旅館業

旅館業については、ホテル2件、民宿1件となっており、令和6年度の町内宿泊者数は約20,000人であった。町内の宿泊者は観光、スポーツ合宿が多く、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響から回復傾向にある。

本町にとって、地域間交流を推進していくための重要な施設であることから、老朽化した施設、設備の整備を推進していく。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

地域の行政区（民間事業者）との適正な費用負担のあり方等について検討し、運営の改善を図る。現状と将来の見通しを踏まえて、必要に応じた施設の統合や廃止、複合化等の利用方策について検討する。

4. 地域における情報化

(1) 現況と問題点

現在、情報通信技術（ICT）は、飛躍的な進歩を見せており、インターネットをはじめ、あらゆる形態に高度なICTが生活の中に急速に浸透している。

新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、テレワークをはじめとしたリモート化が急激に進展するなど、ICTは生活に必要な不可欠な技術となっている。

総務省の令和元年通信利用動向調査では、インターネット利用者の割合が約9割、スマートフォンの保有世帯の割合も8割超、個人保有も約7割と普及が進んでいる。

このような背景のなか、本町における光回線整備の状況は、農業生産地集落部においては、ほぼ未整備であったが、令和3年度末までに国の補助を活用し、町内の光回線網整備が完了した。

少子高齢化の進行や若年層の町外流出等により、地域の基幹産業である農業をはじめ、商工業全般で、担い手不足が大きな課題となっている。

ICTを導入することで、様々な産業分野での効率化に拍車がかかり、業務の効率化や質の向上などが図られるとともに、労働力不足の解消につながることを期待できる。

地域の情報通信基盤の整備を推進し、人工知能（AI）やICTなどの最新技術を産業や教育などあらゆる分野で積極的に活用し、社会の変化に対応した地域の情報化や町民サービスの向上に向けた取組を進めることで、地域のさらなる発展と課題解決を目指していく。

また、本町では町民への防災情報を的確に伝達する体制を充実させるため、町内全戸に防災行政無線受信機を貸し出し、災害などの緊急通報のほか、広報業務に活用している。

併せて、災害時に電話回線が利用できない場合や多くの避難者が施設に避難した場合でも、防災等に資するWi-Fi環境を整備することで、インターネットにアクセスし、効果的に情報を受発信できる通信手段を確保する必要がある。

なお、今後、ニーズに合わせ地域住民に対して、情報通信技術を活用する能力を習得するための講座等の開催を検討していく。

(2) その対策

- 光回線の加入促進
- 情報通信環境の整備

<地域の持続的発展のための分野別目標>

項 目	現況（R6）	目標（R12）
情報通信技術の推進に係る町民満足度	60.0	維持

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3. 地域における情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための 施設 (防災行政用無線 施設)	防災行政無線管理事業	町	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業 (情報化)	光回線加入促進事業 光インターネットサービスを新たに利用する方 に対してサービス加入費用を助成すること により、インターネット利用を促進し、 情報格差の是正を図る。	町	
	(デジタル技術活 用)	オンライン申請事業 従来書面により行っていた申請、届出等 をインターネットを利用して行うシステ ムを導入し、町民の利便性を 図る。	町	
		公金コンビニ納付事業 コンビニエンスストアにおいて公金の納 付ができるシステムを導入し、町民の 利便性を図る。	町	
		証明書等コンビニ交付事業 町が発行する証明書等をコンビニエンス ストアにおいて交付できるシステムを 導入し、町民の利便性を図る。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

行政サービスを支える最低限の施設を除いて、最小限の維持管理を行い、劣化が進んだ際には原則的に廃止、解体する。貸付を行っている施設は、運営事業者との間で払下げについての調整を行い、地域活力が維持、醸成される利用方策について検討する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路・橋りょう

町民の生活を支えるための最も基礎的かつ重要な基盤である道路網は、南北に縦走する国道275号が道央と道北を結ぶ重要な幹線道路として、また、これに接続して東西に貫通する国道451号が日本海沿線地域と道央、道東を結ぶ重要な幹線道路として位置付けられている。

道道は、国道275号線と接続し、2路線が近郊都市との交流の根幹をなし、産業活動、住民生活の重要な基盤となっている。

国道、道道ともに規格の向上や交通安全施設の整備が図られ、町の大動脈としてその役割を果たしているが、国道451号など、幅員が狭く屈曲部の多い路線については、車道の拡幅及び線形改修、さらには、安全性の確保に努めるため、歩道の造成及び拡幅を行っていかなければならない。

町道は、住民生活にとって、最も身近な交通基盤であり、延長は381.8km、うち改良済238.3km、舗装率45.3%となっている。

道路改良及び整備は、緊急度の高いものから優先的に交付金及び起債事業を活用しながら進めてきているが、老朽化している道路の補修等に加え、舗装未整備地域は順次整備を図る必要がある。

町道にある橋りょうについては、適宜、点検を行い、橋梁長寿命化計画に基づき、効率的、効果的な管理により長寿命化に努める。

また、本町は特別豪雪地域であり、冬期間の除雪はもとより、より安全な冬の生活を送るため、市街地については、逐次排雪を実施しているが、歩道については、学校近傍の通学路を除いては、冬期間閉鎖された状態である。

冬期間の交通の安全と利便性を確保するため、除排雪機械の整備拡充と除排雪体制の充実を図ることが重要である。

道路状況

(単位：km、%)

道路種別	延長	改良済		舗装率	
		延長	改良率	延長	舗装率
国 道	43.9	43.9	100.0	43.9	100.0
道 道	16.4	11.3	68.3	11.1	67.7
町 道	381.8	238.3	62.4	173.0	45.3

(令和7年4月1日現在、道路現況調査)

イ 公共交通

本町の公共交通は、新十津川地域公共交通総合連携計画に基づき、関係機関との連携のもと、乗合タクシー、乗合ワゴンを運行している。

路線バスについては、沿線自治体からの多額の負担により路線を維持しているが、利用者は伸び悩んでいる状況にある。

人口減少や高齢化の進展による公共交通利用者の減少やJR札幌線の廃線など、本町を取り巻く交通環境は大きく変わりつつある中、車の運転が困難になった住民の買物や通院等に係る交通手段を確保し、持続可能な地域交通を進めるため、令和3年3月に新十津川町地域公共交通計画を策定した。

今後も本計画に基づき、国、北海道の支援を受けながら、住民とともに地域の実情に合った効率的で利便性の高い公共交通を維持していく必要がある。

(2) その対策

- 道路の維持、改修、整備
- 橋りょうの維持、改修
- 除雪体制の維持、整備
- 公共交通の確保

<地域の持続的発展のための分野別目標>

項 目	現況 (R6)	目標 (R12)
道路の管理に係る町民満足度	60.5	維持
除排雪の充実に係る町民満足度	66.4	維持
新地域公共交通の確立に係る町民満足度	53.7	維持

(3) 事業計画 (令和8年度~12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(1)市町村道 (道路)	町道舗装等改修事業 ・南5号線、文京西4線、西1線(南5~6)、西2線、弥生西3線、南7号線、南9号線、南11号線、北9号線、北4線、北中央3号通り、菊水2号通り、北中央1条東通り、北中央4号南通り	町	
		橋本1条通り外整備事業 ・橋本4条通り外2路線	町	
		山間地道路整備事業	町	
	(橋りょう)	橋梁長寿命化修繕事業 ・松田橋、第2樺戸橋、美沢3号橋、千葉橋、第5志寸橋、美沢2号橋ほか	町	
	(その他)	道路照明改修事業 ・LED化(更新14基、ランプ交換191灯)	町	
	(6)自動車等 (自動車)	地域公共交通車両購入事業	町	
	(8)道路整備機械等	除雪機械購入事業 ・除雪トラック、除雪ドーザ、除雪ロータリ	町	
		除雪センター改修事業 ・床改修	町	
	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 (公共交通)	地域公共交通確保事業 路線バスと乗合タクシー・乗合ワゴンの運行助成を行い、町内の交通手段の確保に努める。	町	
	(その他)	除雪車両運行システム管理事業 各除雪車両に設置している端末により、運行状況等を正確に把握し、効率的な除排雪に努める。	町	
都市計画変更事業 用途地域と都市計画道路(国道)及び廃止から変更となった未整備都市計画道路の協議を行い変更決定図図書を策定し、町の健全な発展を図る。		町		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 道路、橋りょう

定期点検及び劣化状況調査を行うとともに、適切な修繕を計画的に進める。

イ その他施設

行政サービスを支える最低限の施設を除いて、最小限の維持管理を行い、劣化が進んだ際には原則的に廃止、解体する。貸付を行っている施設は、運営事業者との間で払下げについての調整を行い、地域活力が維持、醸成される利用方策について検討する。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 環境衛生

本町の上水道は、新十津川町、雨竜町、浦臼町の3町を構成町とする西空知広域水道企業団が末端給水を行っている。

水道普及率は、令和6年度末で99.5%と高い水準を維持しており、今後についても普及率の向上に努める。

下水道は、町民が快適で衛生的な生活を営む上で欠くことのできない施設であるとともに、河川の水質悪化を防止し、良好な生活環境を確保するなど重要な役割を担っている。

生活環境を高めるための根幹となるべき施設として、平成2年から整備をはじめてきたが、老朽化が進み事故等を防ぐため、保守点検を継続しつつ、令和元年に策定した下水道ストックマネジメント実施方針に基づく調査、修繕、更新、改修を計画的に行う必要がある。

一般廃棄物の処理については、中空知衛生施設組合での広域処理により効率的な処理を行っている。ごみ排出量の総量は人口減少に伴い、減少傾向にあるが、排出区分で見ると、資源回収ごみ量が増加傾向にあり、リサイクルに対する町民の意識の高まりにより、資源化への行動変容が見られる。

ごみによる環境問題は地球規模で問題視されており、「新十津川町環境基本計画」に基づき町民への普及、啓発を図り、さらなるごみの減量化と分別化の推進に努めなければならない。

し尿処理については、石狩川流域下水道組合奈井江浄化センターに搬出しているが、公共用水域の水質保全を図るため、農業生産地集落における農業集落排水処理施設、下水道区域外における合併浄化槽の整備の推進が重要である。

イ 消防・救急体制

本町の消防は、昭和47年に滝川地区広域消防事務組合が組織され、常備消防体制の充実強化を進めながら、町民の安全・安心な暮らしを支えていくため、消防防災事業を進めてきた。

消防団組織である新十津川町消防団は、5分団で構成され、発足以来長い歴史と伝統に培われ、地域における消防の任務を遂行するため広範囲にわたって活動している。

消防団の持つ消防力は、常備化が進展してきた現在においてもなお極めて重要であり、各種の災害活動はもとより安全で災害に強いコミュニティづくりを推進していくうえで、地域防災リーダーの役割が一層期待されることから、団員の確保を推進していかなければならない。

消防施設については、消防団詰所、消防用車両、通信施設等の増強、更新作業を年次的に進めてきたが、今後も老朽化した消防団詰所の効率的な更新や、年々複雑化している各種災害等に対応できる資機材を搭載した車両を整備していかなければならない。

なお、災害については、町民自らの行動も重要となるため、万一の災害に備え、ハザードマップによる啓発や避難所の周知徹底を図るための取組のほか、災害時備蓄資機材の整備

も重要となっている。

ウ 公営住宅

本町の住宅事情は、農村地域という土地柄もあり、持家の比率は高いが、核家族化や若い世代の独立など、公営住宅のニーズは高い。

そのため、年次的に改修作業を進めてきたが、今後も老朽化した公営住宅の改修を含め、今後の公営住宅の整備については「新十津川町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、行政区ごとの特性や人口、世帯数の動向を踏まえ、供給目標戸数を設定し、建て替えと既存の公営住宅の健全な維持管理を行っていく必要がある。

エ その他

本町の犯罪発生件数は、安全・安心推進協会が進める青色回転灯装着車両による自主防犯パトロールなど、日々の地道な活動により、減少傾向にあるが、住宅地域の広がりに合わせて、団地内道路の整備、防犯灯の設置などが必要となる。

また、安全確保、防犯の観点から生活環境を保持するため、町内の老朽化した施設の解体も急務である。

消費者を取り巻く環境が変化する中、弱い立場にある消費者、特に高齢者を狙った振り込め詐欺が横行していることから、消費者への情報提供や啓発を今後も進めていく必要がある。

本町には、レクリエーションの場としてだけでなく、非常時における避難場所としての機能も持つふるさと公園をはじめ、自然に恵まれた公園が整備されている。今後も既存の公園及び遊び場の整備、充実を図っていくとともに、都市公園も含め効率的、効果的な管理が重要である。

(2) その対策

- 上下水道施設・設備の整備
- 終末処理施設の維持、整備
- 合併浄化槽等の普及促進
- ごみの広域共同処理化、減量化（リサイクルへの取組）
- 火葬場及び墓地の整備
- 消防施設の整備及び消防車両の更新
- 既存公営住宅の改修、老朽化公営住宅の解体及び建替え
- 老朽化町有施設の解体
- 防犯体制の維持及び防犯灯の整備
- 都市公園等の整備

<地域の持続的発展のための分野別目標>

項 目	現況（R 6）	目標（R12）
ごみの減量化、リサイクル等の促進に係る町民満足度	66.2	維持
公園・緑地の充実に係る町民満足度	60.2	維持
上下水道等の管理に係る町民満足度	66.7	維持
消防活動の充実に係る町民満足度	67.3	上昇
防災意識の向上に係る町民満足度	62.8	維持
防災体制の充実に係る町民満足度	65.8	維持
消費者対策の充実に係る町民満足度	57.4	維持
交通安全の推進に係る町民満足度	62.6	維持

(3) 事業計画 (令和8年度~12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境 の整備	(1)水道施設 (上水道)	橋本1条通り外整備事業 ・上水道新設工事L=141m	町	
	(2)下水処理施設 (公共下水道)	下水道ストックマネジメント事業 ・みどり中継ポンプ場、橋本MP、工業団地MP、宮前MP	町	
		上徳富丘陵提整備による汚水5号幹線の移設工事	町	
		みどり中継ポンプ場耐震改修事業	町	
		みどり中継ポンプ場非常用発電機整備事業	町	
		下水道整備事業 ・下水道未整備地区の整備 ・管渠、公共汚水桝の新設	町	
	(農村集落排水施設)	農業集落排水施設整備事業 ・花月地区、大和地区	町	
	(3)廃棄物処理施設 (ごみ処理施設)	一般廃棄物最終処分場設備更新事業	町	
		中空知衛生施設組合負担金 ・ごみ処理施設費分	町	
		中・北空知廃棄物処理広域連合負担金 ・建設費分、設備更新改修分	組合	
	(し尿処理施設)	石狩川流域下水道組合負担金 ・下水道共同処理及びし尿共同処理に係る大規模改修分	町	
	(4)火葬場	滝の川斎苑設備改修負担金	組合	
	(5)消防施設	消防車両更新事業 ・分団車1台、大型水槽車1台	消防	
		緊急車両更新事業 ・高規格消防車1台	消防	
		消防団分団詰所建替事業	消防	
		消火栓設置事業	消防	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境 の整備	(5) 消防施設	サイレン吹鳴装置更新事業	消防	
	(6) 公営住宅	公営住宅改修事業 ・フィールドニュー95、文京団地、トップ団地	町	
		公営住宅解体事業 ・さくら団地、中央団地、橋本団地、大和団地、花月団地	町	
		公営住宅新築事業 新中央団地、新花月団地、新橋本団地、新大和団地	町	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業 (生活)	公営住宅等長寿命化計画見直し事業 公営住宅等を効率的かつ円滑な更新を実現し、更新コストの縮減を図るため、公営住宅等長寿命化計画の見直しを行う。	町	
		住生活基本計画見直し事業 町民の住生活の安定の確保及び住生活の向上を図るため、住生活基本計画の見直しを行う。	町	
		消費者対策事業 契約トラブルや振り込め詐欺、架空請求など複雑な消費生活トラブルの相談及び斡旋を滝川地方消費者センターに委託し、町民の消費生活に係る不安を取り除く。	町	
		安心すまいる助成事業 既存住宅のリフォーム助成を行うことで、住環境の整備を図る。	町	
		住宅耐震化等助成事業 耐震改修工事等の助成を行うことで、住環境の整備を図る。	町	
		耐震改修促進計画変更事業 建築物の地震に対する安全性を計画的に向上させることを目的に、耐震改修促進計画を見直し変更する。	町	
		団地内道路環境整備事業 著しく劣化している団地内道路を改修し、地域における住環境の整備を図る。	町	
	(環境)	一般廃棄物最終処分場残余量調査 残余量調査を行うことで、最終処分場の実際の残余容量を的確に把握し、今後の処分場の計画を検討する。	町	
		浄化槽設置整備推進事業 合併浄化槽の設置費用及び新築、増改築を伴わない合併浄化槽への転換に係る費用を助成し、環境衛生の推進を図る。	町	
	(危険施設撤去)	危険空き家対策事業 倒壊の恐れのある空き家の応急対応や、町からの指導などにより危険な空き家を除去する際の補助を行い、生活環境の保全を図る。	町	
	(防災・防犯)	中央地区市街街路灯維持管理負担金 市街地に設置した街路灯の維持管理を行なう組合を支援し、安全・安心なまちづくりに努める。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5. 生活環境 の整備	(防災・防犯)	新十津川町安全・安心推進協会負担金 交通安全や防犯のために活動する安全・安心推進協会を支援し、地域住民が一丸となった交通事故の防止や犯罪撲滅に取り組む。	町	
		地域防災力強化事業 地域防災計画の修正に合わせたハザードマップの更新及び災害備蓄資機材の整備を行うことで、地域防災力の向上を図る。	町	
		ヘリポート移設事業 周辺施設の再整備に際し、より使用しやすい場所への移設を進める。	町	
	(その他)	町有施設及び町有住宅解体事業 ・未使用公衆トイレ、旧花月肥育センター等 老朽化した町有施設の計画的な解体撤去を行うことにより、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る。	町	
	(8)その他	弥生霊園区画造成事業	町	
		都市公園整備事業	町	
		河川、排水路整備事業 ・老朽化した河川施設（護岸、帯工、落差工など）を改修し、水害の発生を未然に防ぐ。 ・志寸川、1号線川、墓地谷川、高田5号線川、6号線川、樺戸川、樺戸境川ほか ・大和北8号排水路、吉野第1排水路、辻の沢排水路、下10号排水路ほか	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 下水道

将来の施設更新に備え、効率的な経営に努める。

イ 住宅施設

空き家の活用や民間の賃貸住宅の借上げなどを検討するとともに、公営住宅施設のあり方や、必要に応じた除却、払い下げ等の方策について検討する。

ウ その他施設

行政サービスを支える最低限の施設を除いて、最小限の維持管理を行い、劣化が進んだ際には原則的に廃止、解体する。貸付を行っている施設は、運営事業者との間で払下げについての調整を行い、地域活力が維持、醸成される利用方策について検討する。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉（子育て支援）

近年本町では、人口の社会減少を抑えることができているが、死亡者数が出生数を上回る自然減の状態が続いている。

要因は、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、女性の働き方の多様化などにより、家庭や地域の子育てを取り巻く環境は大きく変化していることが考えられ、令和6年度については、死亡者が99人に対し、出生者は33人となっている。

本町では、子育て世代の定住人口を増やすため、子育て世代が安心して育児を行うための環境づくりや支援の充実を図るため「子育て支援センター」を核として、育児相談や指導、子育てサークルの支援や育成を図るとともに、妊娠から子育てまでの切れ目のない支援、職場と家庭生活の両立推進として「放課後児童クラブ」の運営など、積極的な施策の展開を図る必要がある。

今後も地域ぐるみで子育てを支える体制を整えるとともに、子どもの遊び場の整備や保育サービスの充実、また、こども家庭センターによる相談支援体制の強化により、安心して子育てできる環境を整備するとともに、各種給付事業を引き続き行い、子育て家庭の支援に努める必要がある。

イ 高齢者福祉

日本の総人口の約3割が高齢者であるのに対し、本町における65歳以上の高齢者が占める割合は約4割と高齢化社会がより進んでいる。

今後、65歳以上の高齢者数、高齢化比率については上昇していくことが予測され、後期高齢者総数の増加も続くことから、支援を必要とする高齢者への対応と元気な高齢者の社会参加の推進が必要となる。

また、本町は長い冬と広大な土地を有するため、閉じこもり傾向にある人が全国の1.6倍である。そのため、心身機能の低下により、転倒リスクが上がっている。

併せて、高齢者の孤立化が進んでいく可能性が高いことから、地域のつながりを維持、推進し、住民を主体とした地域活動による生きがいづくりの検討が重要である。

心身機能の低下、転倒リスクの向上、栄養状態の低下による疾病を誘発しやすい現況を改善し、ボランティア活動や、各種サークル等の活動による心身の維持向上のため、地域包括ケアシステムの構築を図る必要がある。

介護保険事業については、団塊の世代が75歳以上となる2025年を迎えたため、より一層、介護サービスの提供体制の充実や質的向上を図っていく必要がある。

ウ 障がい者（児）福祉

本町での年齢別の障がい者割合は、70歳以上は約7割であり、日本全体では、約5割であるため、大幅に上回っている状況にある。

本町では、特に高齢者でもある障がい者に対して、多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、福祉サービスの充実を図っていくことが必要である。

障がい者対策は、関係機関の密接な連携のもと、相談や指導の充実を図ることはもとより、町内在住障がい者への障害者総合支援法による在宅福祉サービスの提供や地域包括支援センターをはじめとする地域生活支援事業の充実を図っていくことが求められている。

また、地域での生活を希望する人が、生涯を通じて自らの選択により個々のニーズに沿った必要なサービスを利用しながら、地域での生活を維持できるよう住環境の整備などを行うことが重要となっている。

併せて、道路や公共施設などにおいても、障がい者に優しい施設づくりの視点が求められる。

今後も、ノーマライゼーションの精神を基本とし、医療制度も含めた障がい者福祉サービスを引き続き推進していかねばならない。

エ 健康づくり

社会環境の変化に伴い、成人は、虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病の発症リスクが高くなっている。

それらを予防するために内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）を減らすなど、自分の健康状態を確認する機会として健診を活用することが重要であることから、継続した受診勧奨の取組を行い、健診受診者への保健指導により生活習慣改善を推奨していかねばならない。

今後も、健診の重要性を啓発し、受診率を向上させるとともに、食育の推進や身体活動・運動量の増加を図るなど住民の自主的な健康づくり活動を支援する必要がある。

(2) その対策

- 保育所利用施設環境の整備
- 保育サービスの充実
- 子育て支援センターの支援事業の充実
- 放課後児童クラブの支援事業の充実
- 子育て支援の充実
- 高齢者利用施設環境の整備
- 高齢者福祉サービスの充実
- 老人クラブ、高齢者活動団体の活性化
- 介護サービスの充実
- 介護予防事業の充実
- 障がい者福祉サービスの充実
- 障がい者地域生活支援事業の推進
- 予防接種の推進
- 健康づくり体制の充実と活動の強化
- 健康づくり事業の促進

<地域の持続的発展のための分野別目標>

項	目	現況（R 6）	目標（R12）
	子育て支援の充実に係る町民満足度	69.1	維持
	障がい者福祉の充実に係る町民満足度	62.8	維持
	高齢者福祉の充実に係る町民満足度	63.6	維持
	健康の維持・増進に係る町民満足度	72.6	維持

(3) 事業計画 (令和8年度~12年度)

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
6. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1)児童福祉施設 (保育所)	保育園改修工事	町	
	(児童館)	児童館整備事業	町	
	(3)高齢者福祉施設 (老人ホーム)	かおる園大規模改修工事支援事業	社会福祉法人	
	(その他)	総合健康福祉センター改修事業	町	
	(8)過疎地域持続的 発展特別事業 (児童福祉)	子ども生活応援事業 高校生以下の子どもや妊婦のいる世帯の生活を支援するため、割増ポイントカードを交付し、経済的負担軽減を図る。また、未就学児の副食費無料化など子育て世帯を支援し、子育てしやすいまちづくりを推進する。	町	
		児童館管理運営事業 児童が楽しめる行事の実施や子育て支援アドバイザーによる健全な育成を行い、子育てしやすいまちづくりを推進する。	町	
		子育て支援センター管理運営事業 子育て支援センターの受入体制、内容の充実を図り、子育て世代の支援を行う。	町	
		放課後児童クラブ管理運営事業 放課後児童クラブの受入体制、内容の充実を図り、放課後児童対策の強化を図る。	町	
		保育園運営支援事業 指定管理で行っている新十津川保育園に、土曜保育の費用を負担し、子育て世代の経済的負担を軽減する。	町	
		誕生記念品贈呈事業 子どもの誕生を記念し、母村・十津川村産の木材を使用した誕生記念品を贈呈することによって、出産を祝福するとともに、児童の健全育成に寄与する。	町	
		(高齢者・障がい者 福祉)	社会福祉活動支援事業 社会福祉協議会及び老人クラブ活動を支援するとともに健康づくりやボランティア活動などの地域福祉実践活動、各種社会福祉事業を進め、本町の福祉サービスの基盤を充実させる。	町
	高齢者の除雪支援事業 高齢者等に対し除雪支援を行い、冬期間における除雪への不安の軽減を図る。		町	
	緊急通報システム設置事業 自宅から消防署につながる緊急通報システムを設置し、高齢者や障がい者の不安の軽減を図る。		町	
	在宅生活支援用品購入支援事業 福祉用具などの購入費用を助成することで、高齢者及び障がい者、その支援者の負担を軽減する。		町	

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
		障がい者等生活支援事業 障がいのある方が住みなれた地域で安心して暮らし、自立した日常生活や社会生活を送れるよう相談支援をはじめ、日常生活に必要な用具の給付、家事援助、住まいや就労の場を提供するサービスを提供し、障がいを持つ方が不安なく生活できるまちづくりを推進する。	町	
		高齢者生きがい総合対策事業 高齢者を対象とした様々な趣味の部会の運営や学習意欲の向上などを目的とした講義を開催するなど、高齢者が生きがいを持てるまちづくりを推進する。	町	
	(健康づくり)	予防接種事業 法定予防接種及びインフルエンザの任意予防接種の接種者に対する費用の助成を行い、予防接種接種率の向上を図り、疾病予防を推進するとともに、町民の健康づくり意識の高揚を図る。	町	
		成人健康診査事業 成人健康健診の受診者に対する健診費用の助成と受診促進啓発事業を展開することで、健診受診率の向上、疾病の早期発見、早期治療による医療費の抑制と健康で明るいまちづくりを推進する。	町	
		がん検診事業 がん検診の受診者に対する健診費用の助成と受診促進啓発事業を展開することで、健診受診率の向上、疾病の早期発見、早期治療による医療費の抑制と健康で明るいまちづくりを推進する。	町	
		後期高齢者健康診査事業 高齢者健診の受診者に対する健診費用の助成と受診促進啓発事業を展開することで、健診受診率の向上、疾病の早期発見、早期治療による医療費の抑制と健康で明るいまちづくりを推進する。	広域 連合	
		健康づくり対策事業 町民自らが健康増進に取り組めるよう人工透析を予防するための訪問栄養指導など、健康づくり事業を実施し、健康で明るいまちづくりを推進する。	町	
		妊産婦健康診査・相談事業 妊産婦健診の受診者に対する健診費用の助成と相談事業を展開することで、妊産婦の不安を解消させるとともに、健康で明るいまちづくりを推進する。	町	
		乳幼児健康診査・相談事業 乳幼児健診と相談事業を展開することで、乳幼児を持つ親の不安を解消させるとともに、健康で明るいまちづくりを推進する。	町	
		不妊治療費助成事業 不妊治療医療費を助成し、出産を望む夫婦を支援する。	町	

持続的発展 施策区分	事業名	事業内容	事業主体	備考
	(その他)	医療費助成事業 ・子ども、ひとり親家庭、重度心身障害者、未熟児 高校生以下の医療費の無料化、子育て支援の充実により子育て世代の定住化を図るとともに、ひとり親家庭や重度心身障害者の医療費を助成することで福祉の向上に努める。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

老朽化した施設は、周辺施設の集約化の拠点としての活用を模索するとともに、必要に応じた除却、払い下げ等の方策について検討する。

8. 医療の確保

(1) 現況と問題点

本町の医療は、民営の病院1カ所（病床200床）のほか、診療所1カ所（病床19床）、歯科診療所3カ所からなっている。

しかしながら、200床を有する民営の病院の診療科は内科（リハビリ科含む）のみの診療となっていることから、本町における高度医療や救急医療は、近隣の総合病院や専門病院に依存している。

そのため、医療機関との連携による夜間救急診療等の支援体制の強化や医療機関のネットワーク化等、安心できる医療体制の確立が必要となっている。

今後、高齢化の進展とともに医療需要に対する要望はますます高まることが予想されることから、広域的なネットワークの充実を図る必要がある。

(2) その対策

- 広域的ネットワークの構築（救急医療体制の強化）

<地域の持続的発展のための分野別目標>

項 目	現況（R6）	目標（R12）
医療受診体制の充実に係る町民満足度	73.9	維持

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 医療の確保	(4)その他	救急医療体制整備事業	町	

9. 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 義務教育

子どもたちが安全で安心した学校生活を送ることができるよう、施設の整備を図るとともに、時代に対応した教育効果を高めるため、GIGAスクール構想に基づくICTの活用が不可欠であり、更なる学習環境の充実に努める必要がある。

学校施設の老朽化が進んでいる中で、学校施設の整備は緊急性、必要性の高い施設から年次計画により順次進めていくほか、義務教育の一層の充実、向上を目指し、高度情報化や国際化、環境教育に応じた教材等の整備と「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」をバランスよく育むため、人的配置を計画的に推進する。

また、広大な面積を有している本町においては、遠距離通学となる児童・生徒の通学手段確保のため、老朽化したスクールバスを購入、更新する必要がある。

学校給食については、食に関する学習、「食育」の必要性が求められる中、給食を生きた教材として、地産地消を進めるほか、母村十津川村の特産品を活用した絆給食など、郷土の食文化を取り入れた安全で魅力的な給食が求められている。

イ 高校教育

本町に設置されている道立農業高校は、町内並びに近隣市町村の農業後継者の養成等、地域農業の発展に寄与してきた。

高等教育の場のみならず、地域の高齢者、小中学生とのふれあいやボランティア活動など、本町の社会教育活動の振興に大きく貢献していることから、今後も遠距離通学者に対する支援、福祉教育の実践支援に努め、特色ある学校づくりを推進する必要がある。

ウ 社会教育

社会教育は、生涯学習の中核的機能を果たす分野であり、世代ごとの各種講座や世代間交流活動を通じ、自ら学び活動することで自己の啓発と豊かな人間性を育成する役割を果たしている。

現在、グローバル化や高度情報化への対応、気候変動に伴う環境問題、人と人とのつながりの希薄化による社会的孤立の拡大など、目まぐるしく移り変わる社会情勢の中で、その変化に対応するため、生涯にわたっての学びを継続する生涯学習社会を実現することが重要である。

本町では、令和5年から5年間を計画期間とする「第8期新十津川町社会教育実施計画」を指針とし、社会教育の推進に取り組んでいる。

社会教育を通じて培った知識、技能がまちへと還元されることで、教育とまちづくりとの循環が行われ、地域の活性化へとつながることを期待される。

これらのことから、幼児期、少年期、青年期、成年期、高齢期など生涯の各年代層に応じた社会教育事業を展開していく必要がある。

図書館にあっても、総合的、計画的な資料や設備の充実を進めるとともに、幼児から高齢者に至るまで町民が気軽に本を選びやすく借りやすい図書館とするため、環境整備を進

めていく必要がある。

エ スポーツの振興

町民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味、目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる環境づくりを図るため、スポーツクラブを中心に、町民が1日1回運動し、健やかに暮らす「1・1運動」を推進している。

併せて、スポーツ協会やスポーツ少年団などが主体的に各種大会や教室などを開催し、スポーツ活動が進められていることから、主体性を活かしながら、スポーツ振興の支援を図っていくことも重要となる。

さらに、活動場所となる老朽化したスポーツ施設の改修や設備の更新などを適宜行い、町民誰もが、気軽に安全にスポーツに取り組めるよう、計画的に施設整備を図っていくことが必要である。

(2) その対策

- 学校教育施設・設備の整備
- 教育力向上の推進
- 教育内容、特別支援教育、課外活動の充実
- 学校給食の充実、施設・設備の整備
- 社会教育、生涯学習の推進
- 社会教育、生涯学習施設・設備の整備
- 図書館の整備、読書活動の推進
- スポーツの振興、スポーツ施設・設備の整備

<地域の持続的発展のための分野別目標>

項 目	現況 (R6)	目標 (R12)
学校教育環境の充実に係る町民満足度	65.8	維持
社会教育活動の推進に係る町民満足度	61.9	上昇
スポーツ活動の促進に係る町民満足度	63.2	上昇

(3) 事業計画 (令和8年度~12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8. 教育の振興	(1)学校教育関連施設 (校舎)	小学校校舎改修事業 ・校舎新築・改築、放送設備、書架、照明	町	
		中学校校舎改修事業 ・貯水槽撤去、上水道改修、屋上防水、塗装	町	
	(屋内運動場)	小学校体育館改修事業 ・多目的トイレ設置	町	
		中学校体育館改修事業 ・校舎新築・改築、外壁塗装	町	
	(屋外運動場)	中学校屋外運動場改修事業 ・排水、表層整備	町	
	(教職員住宅)	教職員住宅建替事業	町	
	(スクールバス・ポ ート)	スクールバス購入事業	町	
	(給食施設)	給食センター整備事業	町	
		給食センター備品購入事業	町	
		給食配送車更新事業	町	
	(その他)	小中学校乗用型芝刈機更新事業	町	
		小中学校除雪機更新事業	町	
	(3)集会施設、体育 施設等 (体育施設)	スポーツセンター改修事業 ・浄化槽、暖房パネル、外壁・屋根塗装	町	
	(図書館)	図書館整備事業	町	
	(その他)	農村環境改善センター改修事業	町	
	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 (義務教育)	中学校樹木剪定事業 中学校庭木の剪定を行い、生徒が過ごしやす い環境の整備を図る。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		小中学校教育充実講師等配置事業 小中学校に教科担任、特別支援学級支援員、学習支援サポーター、図書館司書などを配置し、小中学校における教育方法の多様化に対応した学習環境の充実を図り、児童生徒に対しきめ細やかな学習の場を提供する。	町	
		長期休暇中の学習支援事業 長期休暇中の児童生徒を対象に、大学生ボランティアなどを講師として学習会を開催し、学力の向上を図る。	町	
		小中学校ICT整備更新事業 小中学校の情報通信機器等の整備を進め、教育環境の強化を図る。	町	
		小中学校芸術鑑賞事業 小中学生を対象に芸術鑑賞教室を開催し、豊かな情操を育む。	町	
		課外活動支援事業 小中学生が充実した課外活動を行えるよう、活動に必要な物品等を購入するほか、全道、全国大会への出場経費を助成することで、課外活動をしやすい環境を提供する。	町	
		学校給食提供事業（調理等業務） 学校給食の業務や洗浄作業などを委託することにより、効率・効果的な学校給食の運営を図る。	町	
(高等学校)		読書推進事業 乳幼児向け絵本を贈呈し、保護者に対して読み聞かせのアドバイスを行うことで読書習慣の定着を図るほか、町民の読書意欲を高める仕組みを展開し、図書館の利用促進を図る。	町	
		農業高校教育振興事業 農業を基幹産業とする本町の地域性を生かしたカリキュラムや活動に対し支援を行い、魅力ある学習環境を提供するとともに農業の担い手の育成を推進する。	町	
		高校生通学支援事業 高校生に対し、遠隔地への通学を助成することで、保護者の負担軽減と生徒の進学に係る選択肢の拡充を図る。	町	
(生涯学習・スポーツ)		生涯スポーツ推進事業（スポーツクラブ運営支援） スポーツ教室を開催するスポーツクラブや文化スポーツ少年団の支援、中学生以下の文化スポーツ施設の使用料無料化のほか、ウォーキング大会や部活動地域活動への支援などを行い、スポーツをしやすいまちづくりを推進する。	町	
		大会出場奨励金交付事業 予選を勝ち抜き出場する全道、全国規模の大会への出場経費に対し奨励金を交付し、活動を支援するとともに、保護者の負担軽減を図り、スポーツをしやすいまちづくりを推進する。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

ア コミュニティ施設、生涯学習施設、産業振興施設、公園等

地域の行政区（民間事業者）との適正な費用負担のあり方等について検討し、運営の改善を図る。現状と将来の見通しを踏まえて、必要に応じた施設の統合や廃止、複合化等の利用方策について検討する。

イ 教育施設、子育て支援施設

老朽化した施設は、周辺施設の集約化の拠点としての活用を模索するとともに、必要に応じた除却や払い下げ等の利用方策について検討する。

ウ その他施設

行政サービスを支える最低限の施設を除いて、最小限の維持管理を行い、劣化が進んだ際には原則的に廃止、解体する。貸付を行っている施設は、運営事業者との間で払下げについての調整を行い、地域活力が維持、醸成される利用方策について検討する。

10. 集落の整備

(1) 現況と問題点

本町は役場を中心とした市街地集落と、その中心市街地を囲むように農業生産地集落が形成され、11の地域ごとに行政区、町内会が組織され、様々な活動を実践している。

しかしながら、農業生産地集落においては、若年者の流出に伴う集落の中心となる人材の高齢化が進んでおり、集落のコミュニティ機能が低下してきている状況にある。

森林や農地の持つ多面的機能の維持・増進を図るためにも集落の維持は重要であることから、コミュニティ活動を担う町内会の活動支援やニーズの多様化に伴う生活環境及び情報通信環境の整備などが必要である。

また、市街地集落にあっても、地域コミュニティ活動の基盤となる町内会に属さない若年者の増加や役員の高齢化により、町内会活動の低迷が問題となるケースも発生してきており、町内会活動の活性化に向けた積極的な取組が必要となっている。

(2) その対策

- 地域コミュニティ活動の支援、地域リーダーの養成
- 地域集会施設・設備の充実

<地域の持続的発展のための分野別目標>

項 目	現況 (R 6)	目標 (R12)
住民活動の促進に係る町民満足度	58.4	維持

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9. 集落の整備	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 (集落整備)	行政区活動支援事業 各行政区が実施する美化活動やコミュニティ活動など自主的な活動に対し、活動経費を助成し、住民自治意識の高揚とまちづくりに対する住民の参加機会を増やす。	町	

11. 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

町民の文化、芸能活動に対する関心は高く、多くの文化団体、サークルは、それぞれ積極的に活動に取り組み、町民文化祭や町民音楽祭等を開催している。

しかしながら、会員の高齢化による活動の停滞や次世代を担う会員が減少している状況にあるため、様々な世代のニーズにあった音楽、演劇、演芸などの鑑賞機会を確保し、芸術文化に対し興味を持つ機会を増やしていくことや芸術文化団体サークルの活動奨励と支援を図る必要がある。

本町は入植から135年の歴史を歩み、その生活文化は貴重な財産であり、母なる村である奈良県十津川村との交流をなお一層推進し、本町誕生の歴史を、体験などを通じて学習するとともに、郷土芸能として根付いている獅子神楽保存会、おどり保存会、徳富太鼓会など文化団体の活動を支援し、子どもたちへの普及伝承を推進していくことが重要である。

また、社会教育施設として、史料を多く保管し、開拓の歴史を学び伝えていくための施設である開拓記念館のほか、優れた芸術作品に触れる機会を創設するため、山間部にある小学校を用途変更し整備した新十津川アートの森彫刻体験交流促進施設は、町民はもとより、町外からも来訪し、小学校の総合学習にも使用されている。

しかしながら、それら社会教育施設は老朽化しており、施設の計画的な改修を図る必要がある。

(2) その対策

- 芸術・文化活動の推進
- 多様な鑑賞事業の展開
- 歴史と伝統芸能の保護・継承
- 社会教育施設・設備の充実

<地域の持続的発展のための分野別目標>

項	目	現況（R6）	目標（R12）
文化活動の促進に係る町民満足度		58.4	維持

(3) 事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10. 地域文化 の振興等	(1)地域文化振興施設等 (地域文化振興施設)	開拓記念館整備事業	町	
		アートの森彫刻体験交流施設整備事業	町	
	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 (地域文化振興)	町民文化推進事業（芸術鑑賞事業） 芸術や音楽公演などの鑑賞の場を提供し、住民の文化意識の高揚を図るとともに、文化の香りが漂うまちづくりを推進する。	町	
		地域文化芸能保存事業 獅子神楽保存会、おどり保存会、徳富太鼓会などの活動を支援することで、町の文化芸能保存を図る。	町	
		母村交流事業 母村である十津川村から生徒・青年などを本町に招き入れる取組と、本町の生徒・青年などが奈良県十津川村を訪問する取組を進め、母村との交流を深める。	町	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

ア コミュニティ施設、生涯学習施設、産業振興施設、公園等

地域の行政区（民間事業者）との適正な費用負担のあり方等について検討し、運営の改善を図る。現状と将来の見通しを踏まえて、必要に応じた施設の統合や廃止、複合化等の利用方策について検討する。

イ 教育施設、子育て支援施設

老朽化した施設は、周辺施設の集約化の拠点としての活用を模索するとともに、必要に応じた除却や払い下げ等の利用方策について検討する。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1) 現況と問題点

地球温暖化の進行に伴い、その要因とされる温室効果ガスの排出削減が世界的な課題となっている。日本では海外から輸入する化石燃料を大きなエネルギー源としているが、化石燃料は有限であり、地球環境に与える影響も大きいことなどから、省エネルギー社会の実現に向けて積極的に取り組んでいく必要がある。

北海道は、太陽光、水力、風力、地熱、バイオマスなどの豊富な再生可能エネルギー資源を有しており、それらを活用した持続可能なエネルギーを主要なエネルギー源の一つとすることができる。

本町は、総面積の8割を森林が占めており、この豊かな森林資源の有効活用する取組として、令和3年に木質バイオマスエネルギーを利用した木質バイオマスボイラーシステムによる熱供給センターを設置した。燃料となる木質チップは、町内の森林から搬出された間伐材などを活用し、町内の加工場でチップに加工したものを使用する。

エネルギーの地産地消による二酸化炭素の削減が可能になるとともに、町内経済の活性化が期待できる。

また、令和3年から供用を開始した役場庁舎は地熱利用による環境負荷の軽減を図っている。

(2) その対策

- 再生可能エネルギーの有効活用
- クリーンエネルギーの利用促進

<地域の持続的発展のための分野別目標>

項 目	現況 (R6)	目標 (R12)
環境保全・美化の推進に係る町民満足度	62.3	維持

(3) 事業計画 (令和8年度～12年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
11. 再生可能 エネルギー の利用の推 進	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 (再生可能エネ ルギー利用)	熱供給センター維持管理事業 公共施設等へ熱供給を行う熱供給センターを維持管理を行ない、木質バイオマスエネルギーの活用を推進する。	町	
		地中熱設備維持管理事業 地中熱を熱源とするヒートポンプ設備の維持管理を行ない、持続可能なエネルギーの活用を推進する。	町	
		公共施設再エネ設備導入事業 地球温暖化防止対策として、公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入を進める。	町	

13. 事業計画（令和8年度～令和12年度） 過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	(4) 過疎地域持続的発展特別事業 (移住・定住)	定住促進事業 町内に新築住宅、または、中古住宅を取得した者に助成金及び子育て世代には商品券を交付し、定住の促進を図る。	町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		共同賃貸住宅建設推進事業 町内に共同賃貸住宅を建設した者に助成を行い、単身者、若年夫婦世帯等の居住場所を確保することで、定住の促進を図る。	町	
	(地域間交流)	奈良県・十津川村三者協定PR事業 奈良県及び十津川村と提携し、特産品の販売促進、観光情報の共有、モニターツアーなどを行い、地域間の交流を推進する。	協議会	
	(人材育成)	労働者スキルアップ支援事業 技能修得の支援を行い、就業のスキルアップを図ることで、職業の選択肢拡充を図る。	町	
2. 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業 (第1次産業)	農業経営基盤強化資金利子助成事業 農業経営基盤強化資金の利子分を助成することにより、農業生産基盤の大規模化や近代化が促進され、認定農業者の経営安定が図られるとともに、担い手対策及び農業の活性化を推進する。	町	
		ピンネ農業公社支援事業 農業者の育成支援などを行う、ピンネ農業振興公社を支援する。	町	
		スマート農業推進支援事業 農作業の省力化・効率化を図るためスマート農業機械導入を支援し、スマート農業を推進する。	町	
	(商工業・6次産業化)	6次産業化推進事業 6次産業化を推進するため、農業者などを対象に研修会の実施、事業化の支援を行う。	町	
		融資制度資金利子補給支援事業 町が指定する融資制度で資金を借り受けた中小企業者に対し利子の一部を助成し、中小企業の経営基盤の安定及び商工業の振興を図る。	町	
		緊急経済対策事業 物価高騰等により大きな影響を受けた町内業者の誘客事業を支援し、事業者の経営安定及び景気回復を図る。	町	
		新型コロナ対策融資制度資金利子補給支援事業 新型コロナウイルスの影響で業績が悪化し、資金繰りが困難な事業者が受けた融資資金の利子を補給し、事業者の経営安定を図る。	町	
		消費拡大事業 商工会が行う、町内消費拡大に関する事業に対し支援を行う。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 産業の振興	(観光)	観光イベント開催事業 ふるさとまつり、雪まつり事業などに助成を行うことで、町の資源や素材を活かしたオリジナリティ溢れるイベントの開催や規模の拡大が可能となり、観光客のみならず住民が積極的に参加できる地域間交流の場を促進し、住民活動の活性化を図る。また、観光イベントを継続的に開催することにより、町のイメージ、ブランドを構築し、併せて町外からの経済効果を波及させることができ、将来に亘って経済の安定に寄与することができる。	町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		観光PR事業 観光の振興や情報発信を強化し、本町の更なるイメージアップなどを目的に、PRキャラクターや町の特産品等を用いた町のPRを行う。	町	
		温泉成分分析事業 キャンプ場に隣接する本町の温泉施設を維持管理し、温泉施設による誘客の強化を図る。	町	
	(企業支援)	企業支援事業 ・企業振興促進事業、中小企業者応援事業 企業促進策を強化し、企業の基盤強化と起業の促進を図る。	町	
	(その他)	農業・商工業後継者対策事業 農業・商工業などを営む方の後継者が経営の持続的発展を図るための支援を行う。	町	
		地域おこし協力隊活動事業 町のPRや情報発信を行うとともに、事業を企画・実施することで地域の活性化を図る。特に、農業研修等の事業により将来の農業の担い手を確保する。	町	
		多面的機能支払事業 農地や農業用水などを保全管理する組織を支援し、農地の持つ多面的能を維持、保全する。	町	
		中山間地域等直接支払事業 農作業条件が不利な中山間地域の農業者を支援することで、耕作放棄地の発生を防ぐとともに、農業の活性化を推進する。	町	
		環境保全型農業直接支払事業 環境に負荷のかからない農業に取り組む農業者を支援することで、環境の保全と農業の活性化を推進する。	町	
		有機農業推進事業 有機農業の取組を広げ、環境に優しく付加価値のある農作物を栽培し農業の活性化を推進する。	町	
		自力圃場整備推進支援事業 スマート農業機械を効率的に活用するため、自力施工による圃場の大区画化を支援する。	町	
	豊かな森づくり推進事業 森林所有者が計画的に実施する植林などを支援し、森林資源の循環利用の確立を図る。	町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3. 地域における情報化	(2)過疎地域持続的 発展特別事業 (情報化)	光回線加入促進事業 光インターネットサービスを新たに利用する方に対してサービス加入費用を助成することにより、インターネット利用を促進し、情報格差の是正を図る。	町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	(デジタル技術活用)	オンライン申請事業 従来書面により行っていた申請、届出等をインターネットを利用して行うシステムを導入し、町民の利便性を図る。	町	
		公金コンビニ納付事業 コンビニエンスストアにおいて公金の納付ができるシステムを導入し、町民の利便性を図る。	町	
		証明書等コンビニ交付事業 町が発行する証明書等をコンビニエンスストアにおいて交付できるシステムを導入し、町民の利便性を図る。	町	
4. 交通施設の整備、交通手段の確保	(9)過疎地域持続的 発展特別事業 (公共交通)	地域公共交通確保事業 路線バスと乗合タクシー・乗合ワゴンの運行助成を行い、町内の交通手段の確保に努める。	町	
	(その他)	除雪車両運行システム管理事業 各除雪車両に設置している端末により、運行状況等を正確に把握し、効率的な除排雪に努める。	町	
		都市計画変更事業 用途地域と都市計画道路(国道)及び廃止から変更となった未整備都市計画道路の協議を行い変更決定図書を策定し、町の健全な発展を図る。	町	
5. 生活環境の整備	(7)過疎地域持続的 発展特別事業 (生活)	公営住宅等長寿命化計画見直し事業 公営住宅等を効率的かつ円滑な更新を実現し、更新コストの縮減を図るため、公営住宅等長寿命化計画の見直しを行う。	町	
		住生活基本計画見直し事業 町民の住生活の安定の確保及び住生活の向上を図るため、住生活基本計画の見直しを行う。	町	
		消費者対策事業 契約トラブルや振り込め詐欺、架空請求など複雑な消費生活トラブルの相談及び斡旋を滝川地方消費者センターに委託し、町民の消費生活に係る不安を取り除く。	町	
		安心すまいる助成事業 既存住宅のリフォーム助成を行うことで、住環境の整備を図る。	町	
		住宅耐震化等助成事業 耐震改修工事等の助成を行うことで、住環境の整備を図る。	町	
		耐震改修促進計画変更事業 建築物の地震に対する安全性を計画的に向上させることを目的に、耐震改修促進計画を見直し変更する。	町	
		団地内道路環境整備事業 著しく劣化している団地内道路を改修し、地域における住環境の整備を図る。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
5. 生活環境 の整備	(環境)	一般廃棄物最終処分場残余量調査 残余量調査を行うことで、最終処分場の実際の残余容量を的確に把握し、今後の処分場の計画を検討する。	町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。	
		浄化槽設置整備推進事業 合併浄化槽の設置費用及び新築、増改築を伴わない合併浄化槽への転換に係る費用を助成し、環境衛生の推進を図る。	町		
	(危険施設撤去)	危険空き家対策事業 倒壊の恐れのある空き家の応急対応や、町からの指導などにより危険な空き家を除去する際の補助を行い、生活環境の保全を図る。	町		
	(防災・防犯)	中央地区市街街路灯維持管理負担金 市街地に設置した街路灯の維持管理を行なう組合を支援し、安全・安心なまちづくりに努める。	町		
		新十津川町安全・安心推進協会負担金 交通安全や防犯のために活動する安全・安心推進協会を支援し、地域住民が丸となった交通事故の防止や犯罪撲滅に取り組む。	町		
		地域防災力強化事業 地域防災計画の修正に合わせたハザードマップの更新及び災害備蓄資機材の整備を行うことで、地域防災力の向上を図る。	町		
		ヘリポート移設事業 周辺施設の再整備に際し、より使用しやすい場所への移設を進める。	町		
	(その他)	町有施設及び町有住宅解体事業 ・未使用公衆トイレ、旧花月肥育センター等 老朽化した町有施設の計画的な解体撤去を行うことにより、施設周辺の環境整備及び景観の保全を図る。	町		
	6. 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(8) 過疎地域持続的 発展特別事業 (児童福祉)	子ども生活応援事業 高校生以下の子どもや妊婦のいる世帯の生活を支援するため、割増ポイントカードを交付し、経済的負担軽減を図る。また、第3子以降の未就学養育費、給食費の無料化など子育て世帯を支援し、子育てしやすいまちづくりを推進する。		町
			児童館管理運営事業 児童が楽しめる行事の実施や子育て支援アドバイザーによる健全な育成を行い、子育てしやすいまちづくりを推進する。		町
子育て支援センター管理運営事業 子育て支援センターの受入体制、内容の充実を図り、子育て世代の支援を行う。			町		
放課後児童クラブ管理運営事業 放課後児童クラブの受入体制、内容の充実を図り、放課後児童対策の強化を図る。			町		
保育園運営支援事業 指定管理で行っている新十津川保育園に、土曜保育の費用を負担し、子育て世代の経済的負担を軽減する。			町		

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6. 子育て環境の確保、 高齢者等の 保健及び福祉の向上及び増進	(児童福祉)	誕生記念品贈呈事業 子どもの誕生を記念し、母村・十津川村産の木材を使用した誕生記念品を贈呈することによって、出産を祝福するとともに、児童の健全育成に寄与する。	町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	(高齢者・障害者福祉)	社会福祉活動支援事業 社会福祉協議会及び老人クラブ活動を支援するとともに健康づくりやボランティア活動などの地域福祉実践活動、各種社会福祉事業を進め、本町の福祉サービスの基盤を充実させる。	町	
		高齢者の除雪支援事業 高齢者等に対し除雪支援を行い、冬期間における除雪への不安の軽減を図る。	町	
		緊急通報システム設置事業 自宅から消防署につながる緊急通報システムを設置し、高齢者や障害者の不安の軽減を図る。	町	
		在宅生活支援用品購入支援事業 福祉用具などの購入費用を助成することで、高齢者及び障害者、その支援者の負担を軽減する。	町	
		障害者等生活支援事業 障がいのある方が住みなれた地域で安心して暮らし、自立した日常生活や社会生活を送れるよう相談支援をはじめ、日常生活に必要な用具の給付、家事援助、住まいや就労の場を提供するサービスを提供し、障がいを持つ方が不安なく生活できるまちづくりを推進する。	町	
		高齢者生きがい総合対策事業 高齢者を対象とした様々な趣味の部会の運営や学習意欲の向上などを目的とした講義を開催するなど、高齢者が生きがいを持てるまちづくりを推進する。	町	
		(健康づくり)	予防接種事業 法定予防接種及びインフルエンザの任意予防接種の接種者に対する費用の助成を行い、予防接種接種率の向上を図り、疾病予防を推進するとともに、町民の健康づくり意識の高揚を図る。	
	成人健康診査事業 成人健康健診の受診者に対する健診費用の助成と受診促進啓発事業を展開することで、健診受診率の向上、疾病の早期発見、早期治療による医療費の抑制と健康で明るいまちづくりを推進する。		町	
	がん検診事業 がん検診の受診者に対する健診費用の助成と受診促進啓発事業を展開することで、健診受診率の向上、疾病の早期発見、早期治療による医療費の抑制と健康で明るいまちづくりを推進する。		町	
	後期高齢者健康診査事業 高齢者健診の受診者に対する健診費用の助成と受診促進啓発事業を展開することで、健診受診率の向上、疾病の早期発見、早期治療による医療費の抑制と健康で明るいまちづくりを推進する。		広域 連合	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 子育て環境の確保、 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(健康づくり)	健康づくり対策事業 町民自らが健康増進に取り組めるよう人工透析を予防するための訪問栄養指導など、健康づくり事業を実施し、健康で明るいまちづくりを推進する。	町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
		妊産婦健康診査・相談事業 妊産婦健診の受診者に対する健診費用の助成と相談事業を展開することで、妊産婦の不安を解消させるとともに、健康で明るいまちづくりを推進する。	町	
		乳幼児健康診査・相談事業 乳幼児健診と相談事業を展開することで、乳幼児を持つ親の不安を解消させるとともに、健康で明るいまちづくりを推進する。	町	
		不妊治療費助成事業 不妊治療医療費を助成し、出産を望む夫婦を支援する。	町	
	(その他)	医療費助成事業 ・子ども、ひとり親家庭、重度心身障害者、未熟児 高校生以下の医療費の無料化、子育て支援の充実により子育て世代の定住化を図るとともに、ひとり親家庭や重度心身障害者の医療費を助成することで福祉の向上に努める。	町	
8. 教育の振興	(4)過疎地域持続的 発展特別事業 (義務教育)	中学校樹木剪定事業 中学校庭木の剪定を行い、生徒が過ごしやすい環境の整備を図る。	町	
		小中学校教育充実講師等配置事業 小中学校に教科担任、特別支援学級支援員、学習支援サポーター、図書館司書などを配置し、小中学校における教育方法の多様化に対応した学習環境の充実を図り、児童生徒に対しきめ細やかな学習の場を提供する。	町	
		長期休暇中の学習支援事業 長期休暇中の児童生徒を対象に、大学生ボランティアなどを講師として学習会を開催し、学力の向上を図る。	町	
		小中学校ICT整備更新事業 小中学校の情報通信機器等の整備を進め、教育環境の強化を図る。	町	
		小中学校芸術鑑賞事業 小中学生を対象に芸術鑑賞教室を開催し、豊かな情操を育む。	町	
		課外活動支援事業 小中学生が充実した課外活動を行えるよう、活動に必要な物品等を購入するほか、全道、全国大会への出場経費を助成することで、課外活動をしやすい環境を提供する。	町	
		学校給食提供事業（調理等業務） 学校給食の業務や洗浄作業などを委託することにより、効率・効果的な学校給食の運営を図る。	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8. 教育の振興	(義務教育)	読書推進事業 乳幼児向け絵本を贈呈し、保護者に対して読み聞かせのアドバイスを行うことで読書習慣の定着を図るほか、町民の読書意欲を高める仕組みを展開し、図書館の利用促進を図る。	町	当該施策は、地域の持続的発展に資するものであり、その効果は将来に及ぶものである。
	(高等学校)	農業高校教育振興事業 農業を基幹産業とする本町の地域性を生かしたカリキュラムや活動に対し支援を行い、魅力ある学習環境を提供するとともに農業の担い手の育成を推進する。	町	
		高校生通学支援事業 高校生に対し、遠隔地への通学を助成することで、保護者の負担軽減と生徒の進学に係る選択肢の拡充を図る。	町	
	(生涯学習・スポーツ)	生涯スポーツ推進事業(スポーツクラブ運営支援) スポーツ教室を開催するスポーツクラブや文化スポーツ少年団の支援、中学生以下の文化スポーツ施設の使用料無料化のほか、ウォーキング大会や部活動地域活動への支援などを行い、スポーツをしやすいまちづくりを推進する。	町	
		大会出場奨励金交付事業 予選を勝ち抜き出場する全道、全国規模の大会への出場経費に対し奨励金を交付し、活動を支援するとともに、保護者の負担軽減を図り、スポーツをしやすいまちづくりを推進する。	町	
9. 集落の整備	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (集落整備)	行政区活動支援事業 各行政区が実施する美化活動やコミュニティ活動など自主的な活動に対し、活動経費を助成し、住民自治意識の高揚とまちづくりに対する住民の参加機会を増やす。	町	
10. 地域文化の振興等	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (地域文化振興)	町民文化推進事業(芸術鑑賞事業) 芸術や音楽公演などの鑑賞の場を提供し、住民の文化意識の高揚を図るとともに、文化の香りが漂うまちづくりを推進する。	町	
		地域文化芸能保存事業 獅子神楽保存会、おどり保存会、徳富太鼓会などの活動を支援することで、町の文化芸能保存を図る。	町	
		母村交流事業 母村である十津川村から生徒・青年などを本町に招き入れる取組と、本町の生徒・青年などが奈良県十津川村を訪問する取組を進め、母村との交流を深める。	町	
11. 再生可能エネルギーの利用の推進	(2)過疎地域持続的発展特別事業 (再生可能エネルギー利用)	熱供給センター維持管理事業 公共施設等へ熱供給を行う熱供給センターを維持管理を行ない、木質バイオマスエネルギーの活用を推進する。	町	
		地中熱設備維持管理事業 地中熱を熱源とするヒートポンプ設備の維持管理を行ない、持続可能なエネルギーの活用を推進する。	町	
		公共施設再エネ設備導入事業 地球温暖化防止対策として、公共施設等への再生可能エネルギー設備の導入を進める。	町	